

魅力的な研究開発テーマのもと、産と学を結集し、イノベーションへ！
産学イノベーション加速事業

戦略的イノベーション創出推進

Strategic Promotion of Innovative Research and Development



平成22年度 公募要領

公募期間

平成22年10月27日(水)～11月26日(金)正午



独立行政法人 科学技術振興機構(JST)

産学基礎基盤推進部

平成22年10月

平成22年度の公募にあたってのご注意

1) 研究開発テーマについて

平成22年度の産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】(S-イノベ)では、以下の研究開発テーマの下、提案課題を公募します。

研究開発テーマ名	プログラムオフィサー(PO)	採択予定課題数
高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成	伊福部 達 東京大学 先端科学技術研究センター 特任教授	5課題程度 (※)

※ 本テーマでは、今年度企画調査研究課題を10～15件程度採択しますが、約1年の企画調査研究実施後、当該課題の中から本採択課題(5課題程度)を決定する予定です。
(詳細は、「2. 研究開発テーマの設定趣旨」にてご確認ください。)

2) 公募・選考スケジュール(予定)

提案課題の公募期間	<u>平成22年10月27日(水)～11月26日(金)正午<厳守></u> (郵送が必要な書類は <u>11月26日(金)</u> 消印有効)
公募説明会	<u>平成22年11月 8日(月)14時～ 開催地:東京</u> <u>平成22年11月10日(水)14時～ 開催地:大阪</u> 最新情報及び申し込み等については、ホームページ (http://www.jst.go.jp/s-innova/)をご確認ください。
書類審査	平成22年11月下旬～12月上旬
面接案内連絡	平成22年12月上旬～中旬
面接審査	平成22年12月中旬
審査結果通知	平成22年12月下旬
採択・契約調整	平成22年12月下旬 ～ 平成23年1月
研究開発開始	平成23年1月以降

- ✓ 下線を付した日付は確定していますが、他の日程は全て予定です。
- ✓ 面接審査の日程は11月下旬までにホームページ(<http://www.jst.go.jp/s-innova/>)でお知らせします。

目次

1.	産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】(S-イノベ)の制度概要.....	- 1 -
(1)	制度の目的.....	- 1 -
(2)	制度のしくみ.....	- 1 -
(3)	制度の流れ.....	- 6 -
2.	研究開発テーマの設定趣旨.....	- 7 -
(1)	研究開発テーマ「高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成」.....	- 7 -
3.	応募の要件.....	- 11 -
(1)	応募の要件.....	- 11 -
(2)	応募者の要件.....	- 11 -
4.	研究開発費.....	- 13 -
(1)	研究開発費、研究開発期間.....	- 13 -
(2)	研究開発費(直接経費).....	- 13 -
(3)	研究開発費(間接経費).....	- 15 -
(4)	ステージⅢのマッチングファンド形式における支出について.....	- 15 -
5.	選考及び採択.....	- 16 -
(1)	採択予定課題数.....	- 16 -
(2)	審査の方法等.....	- 16 -
6.	採択後の責務等.....	- 18 -
(1)	委託研究開発契約の締結.....	- 18 -
(2)	研究開発チーム内の予算配分.....	- 18 -
(3)	研究開発の推進.....	- 18 -
(4)	情報共有の推進.....	- 18 -
(5)	研究開発費の経理.....	- 19 -
(6)	実施管理.....	- 19 -
(7)	評価.....	- 19 -
(8)	取得財産の帰属.....	- 19 -
(9)	知的財産権の帰属等.....	- 20 -
(10)	研究開発の成果等の発表.....	- 20 -
(11)	国民との科学・技術対話への取り組み.....	- 20 -
(12)	調査.....	- 20 -
7.	応募にあたっての留意点.....	- 22 -
(1)	不合理な重複及び過度の集中に対する措置.....	- 22 -
(2)	他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況.....	- 23 -
(3)	研究開発費の不正使用及び不正受給に対する措置.....	- 23 -
(4)	研究活動の不正行為に対する措置.....	- 24 -
(5)	他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置.....	- 25 -
(6)	関係法令等に違反した場合の措置.....	- 25 -
(7)	間接経費に係る領収書の保管に係る事項.....	- 25 -
(8)	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について.....	- 25 -

(9)	生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取り扱い.....	- 26 -
(10)	人権及び利益保護への配慮	- 27 -
(11)	府省共通研究開発管理システムから政府研究開発データベースへの情報提供	- 27 -
(12)	応募情報及び個人情報の取り扱い.....	- 27 -
8.	JST の関連事業における重複応募の制限について.....	- 28 -
9.	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の利用方法について (重要).....	- 29 -
(1)	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について	- 29 -
(2)	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録	- 29 -
(3)	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先.....	- 29 -
(4)	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用にあたっての留意事項.....	- 30 -
(5)	システムを利用した応募の流れ.....	- 32 -
(6)	システム利用時の注意事項	- 33 -
10.	提案書類の作成・提出について	- 34 -
(1)	提案書類の提出期限.....	- 34 -
(2)	応募に必要な書類.....	- 34 -
(3)	作成・提出にあたっての注意事項.....	- 34 -
(4)	郵送が必要な書類の提出先	- 35 -
(5)	課題提案書(様式)の記入要領	- 36 -
	課題提案書(様式)	- 37 -
	(参考1)研究開発データベース・重点研究分野コード表.....	- 64 -
	(参考2)研究キーワード表.....	- 65 -
11.	産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】(S-イノベ)Q&A	- 67 -

1. 産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】(S-イノベ)の制度概要

(1) 制度の目的

本制度は、科学技術の発展や新産業の創出につながる革新的な新技術の創出を目指した JST 戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO、さきがけ、SORST)等の成果から設定した研究開発テーマを対象として、実用化に向けて、長期一貫してシームレスに研究開発を推進することで、産業創出の礎となりうる技術を確認し、イノベーションの創出を図ります。

(2) 制度のしくみ

JST は、戦略的創造研究推進事業等の成果から産業創出の礎となる「研究開発テーマ」を設定し、当該研究開発テーマの下で産学連携の複数の研究開発チームによる長期一貫(最長10年度)した研究開発を支援します。その際、研究開発チーム間の情報共有等を通じて、コンソーシアム形式による研究開発の相乗効果を最大限引き出すよう制度運営を行います。

JST は、本制度運営の責任者であるプログラムディレクター(PD)及び研究開発テーマ運営の責任者であるプログラムオフィサー(PO)を配置し、円滑かつ効率的な制度運営の推進に努めます。

図1に本制度のしくみを示します。

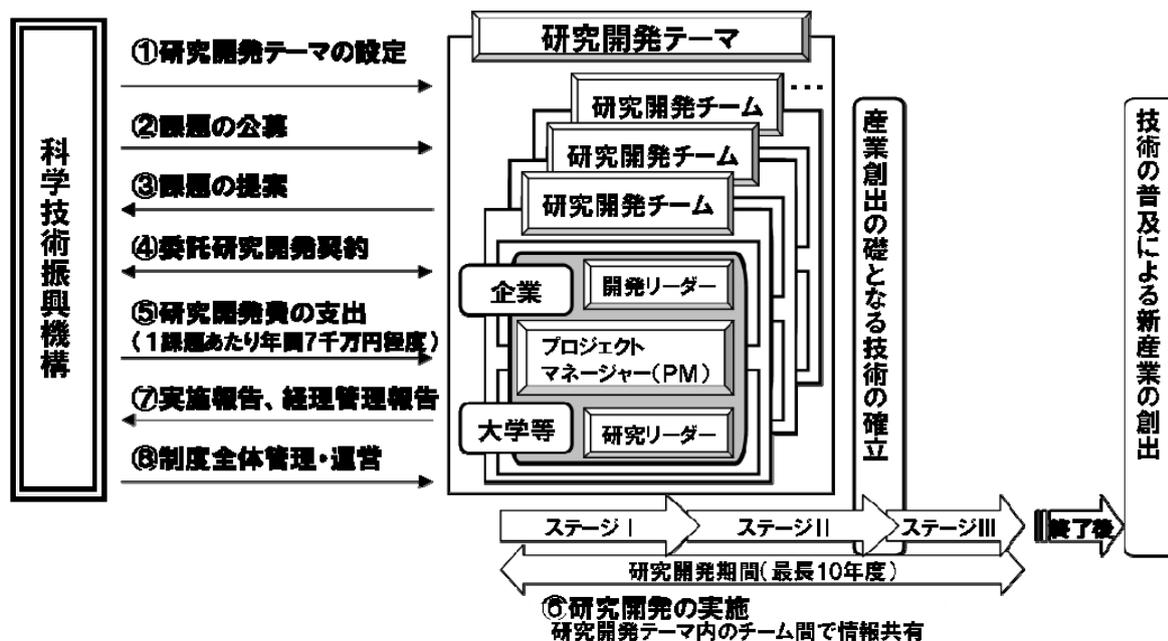


図1. 本制度のしくみ

図1に示した①～⑧の各項目について説明します。

① 研究開発テーマの設定(図2参照)

- ✓ JST は、戦略的創造研究推進事業等の成果から研究開発テーマ候補を抽出し、研究開発テーマ候補ごとに公開ワークショップを開催します。
- ✓ ワークショップにおける議論(テーマの有望性、本制度で取り上げる意義等)の結果等を踏まえ、戦略的イノベーション創出推進(S-イノベ)委員会は、研究開発テーマの設定及び当該研究開発テーマの取りまとめ役であるプログラムオフィサー(PO)の選出について討議します。
- ✓ 上記の結果に基づき、JST は研究開発テーマを設定し、プログラムオフィサー(PO)を指定します。

② 課題の公募・採択(図2参照)

- ✓ JST は、研究開発テーマの下、プログラムオフィサー(PO)による研究開発テーマの公募指針を示し、提案課題を公募・採択します。

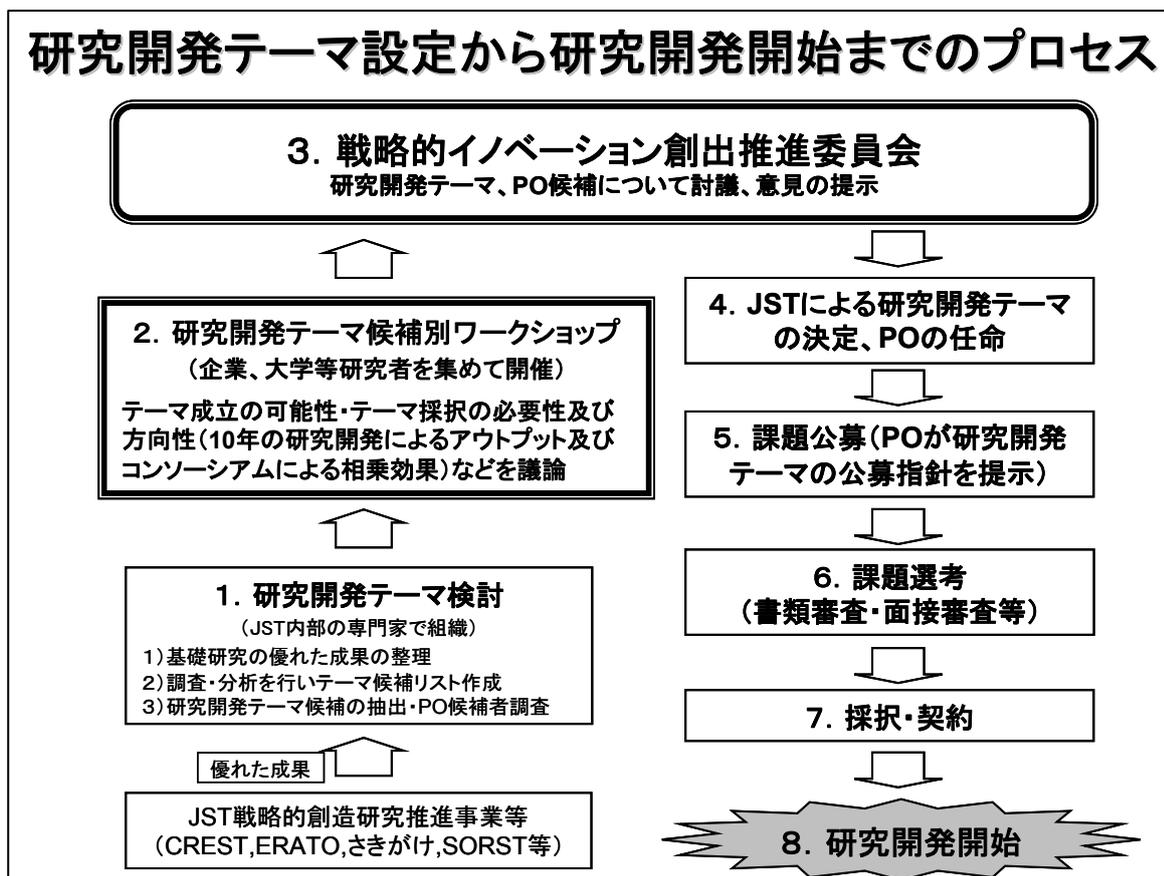


図2. 研究開発テーマ設定から研究開発開始までのプロセス

③ 課題の提案

- ✓ 応募者には、研究開発テーマの設定趣旨(※)に基づき、基礎研究の成果から実用化に向けた研究開発課題を提案していただきます。
- ※ 詳しくは、「2. 研究開発テーマの設定趣旨」をご参照ください。

- ✓ 本制度における研究開発は、企業と大学等(※)からなる研究開発チームで実施していただきます。企業側の責任者を「開発リーダー」、大学等側の責任者を「研究リーダー」と称し、いずれかのリーダーを研究開発チームの全責任者「プロジェクトマネージャー(PM)」として提案時に選出していただきます。

※ 大学等とは、国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人等をいいます。

- ✓ 研究開発チームに、複数の企業が含まれる場合は、そのうちの1企業を「代表企業」として定めて提案していただきます。同様に複数の大学等の研究機関が含まれる場合には、そのうちの1研究機関を「代表研究機関」として定めてください。開発リーダー、研究リーダーは、それぞれ代表企業、代表研究機関に所属している必要があります。

④ 委託研究開発契約

- ✓ JST は、本制度に採択された提案課題の研究開発チームに参画する企業・大学等と、機関別に「委託研究開発契約」を締結します。その際、研究開発チーム内の全ての機関間で共同研究開発契約が別途締結されることが前提になります。

- ✓ 委託契約書の雛形を以下のホームページにて公開します。当該雛形により委託研究開発契約を締結しますので、事前に内容確認・了解した上でご応募ください。

<http://www.jst.go.jp/s-innova/application.html>

- ✓ 原則 JST から各機関に対して委託研究開発の申し込み依頼は行いません。

⑤ 研究開発費

- ✓ JST は、1 課題(1 研究開発チーム)あたり年間最大7千万円程度(間接経費を含む)の研究開発費を支出します。

⑥ 研究開発の実施

- ✓ プロジェクトマネージャー(PM)を中心とした産学連携による研究開発チームには、3つのステージ(表1参照)から構成される最長10年度の研究開発を実施していただきます。

- ✓ 研究開発チームには、プログラムオフィサー(PO)の取りまとめの下、他の研究開発チームと連携し、相互の研究開発に有用な知見・知的財産権などの情報共有を実施することで効率的な研究開発を推進し、「産業創出の礎となる技術」を確立していただきます。

- ✓ 研究開発期間終了後、確立された産業創出の礎となる技術を基に実用化に向けた研究開発が継続され、その技術の普及によって新産業が創出されることを JST は期待します。その際には JST の諸事業又は、JST 以外の事業・制度等を活用することが可能です。

表1. 各ステージの概要(想定)

	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ
	応用基礎研究及び要素技術の研究開発	要素技術の研究開発	アプリケーションの開発
研究開発期間(目安)	2～3年度(※1)	3～4年度	2～3年度
研究開発費支援	1 課題(1研究開発チーム)あたり年間7千万円程度(間接経費含む)。		
	全額委託	全額委託	マッチングファンド形式
主な研究開発内容(※2)	要素技術の確立に向けた基礎・基盤的研究開発 ・メカニズムの解明 ・要素技術の研究開発等	・要素技術の研究開発 ・要素技術の組合せ等	製品化を目指した実証試験 ・試作品作製等

※ 1 今年度の研究開発テーマ「高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成」については、最初の12ヶ月程度は上限額を2000万円/12ヶ月程度とした企画調査研究を行います。(4. 研究開発費、5. 選考及び採択を参照)

※ 2 詳細な研究開発内容は、各研究開発テーマの設定趣旨に従います。

⑦ 実施報告、経理管理報告

- ✓ 研究開発チームには、委託研究開発契約に基づく各種報告書を適宜 JST に提出していただきます。なお、本制度における研究開発期間終了時に完了報告書を JST に提出していただきます。

⑧ 制度全体の管理・運営

- ✓ JST は、プログラムディレクター(PD)及び戦略的イノベーション創出推進(S-イノベ)委員会を核とした推進組織を構築し、本制度の実施・運営、研究開発テーマ設定等について検討し、制度を効率的に推進します。
- ✓ JST は、プログラムオフィサー(PO)を核とした評価・支援組織を配置し、課題の審査、中間評価(※1)、事後評価(※2)を行います。さらに、研究開発課題の所期の目的が達成されるよう、プログラムオフィサー(PO)による研究開発の進捗状況等に関する調査(現地調査を含む)等を通し、研究開発実施者に対し、研究開発実施上必要な協力・支援、及び制度終了後のフォローアップ等を行います。

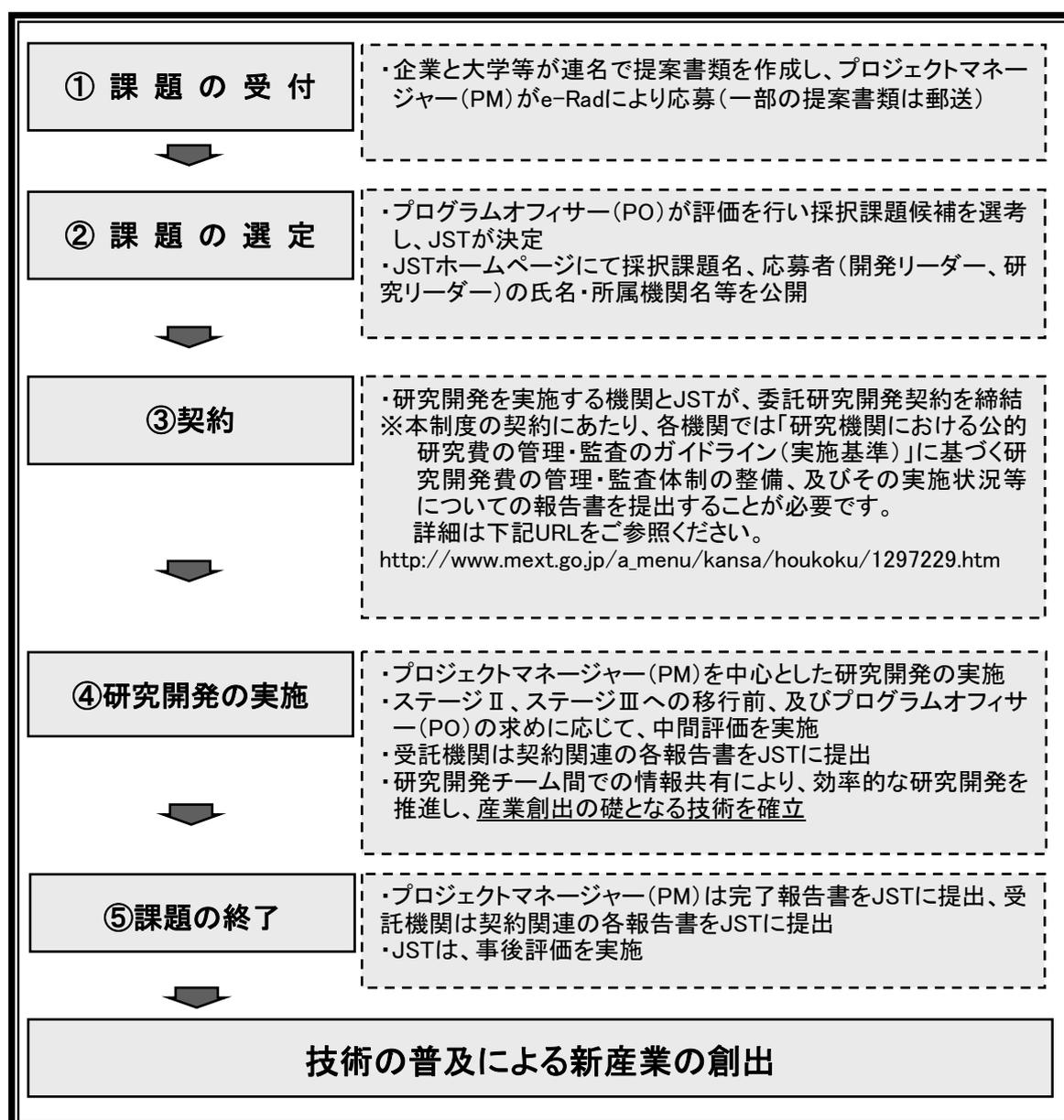
※1 ステージⅡ、ステージⅢへの移行前、及びプログラムオフィサー(PO)の求めに応じて、研究開発課題の中間評価を実施します。

※2 研究開発期間終了後には、事後評価を実施します。

(参考) 研究開発テーマ候補別ワークショップの開催実績

開催日	ワークショップタイトル	研究開発テーマ候補 (テーマ名は開催時点のもの)
平成 22 年 3 月 25 日	脳、神経等の疾患を対象とした安全なイメージング技術・機器開発	脳、神経等の疾患を対象とした安全なイメージング技術・機器開発
平成 22 年 4 月 23 日	テラヘルツ波イノベーション ～テラヘルツ波の要素技術開発と産業応用の加速(新規センシング・情報通信技術の構築)	テラヘルツ波イノベーション ～テラヘルツ波の要素技術開発と産業応用の加速(新規センシング・情報通信技術の構築)
平成 22 年 4 月 26 日	無機発光素子を用いた高機能照明・次世代レーザ技術の開発	無機発光素子を用いた高機能照明・次世代レーザ技術の開発
平成 22 年 5 月 12 日	高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成	高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成
平成 22 年 9 月 6 日	高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成ー介護・リハビリを支援するためにー	高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成
平成 22 年 9 月 13 日	高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成ー社会参加・ビジネスを支援するためにー	高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成

(3) 制度の流れ



2. 研究開発テーマの設定趣旨

課題の提案にあたっては、以下の内容をご確認の上、応募をお願いいたします。

(1) 研究開発テーマ「高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成」

プログラムオフィサー(PO):伊福部 達(東京大学先端科学技術研究センター 特任教授)

① 研究開発テーマの概要

日本は世界に先駆けて超高齢社会に急速に向かっていますが、現時点で既に全人口の約25%が65歳以上の高齢者で占められており、2055年にはそれが40%を超えることが予測されています。そのため、労働者人口の減少、社会保障費の増加に加え、高齢者に社会参画を可能な限り延長することが求められています。しかし、この課題に対してテクノロジーで何を解決することが望まれているかが不明なことから、大学や国の研究機関等の研究は方向性が定まらないままであり、また、マーケットを作り出せなかったことから、産業界でも本格的な取り組みが行えませんでした。

このような背景のもと、本テーマでは、高齢社会における「就業等の支援」と個人の「活動の支援」の両方を実現することを目標とし、横断的で長期にわたる「産学連携」による取り組みを行っていただきます。特に高齢者個人が社会活動を行いやすくなるような支援技術を追求めます。

その中でも、人間が知的な社会生活を送る上で重要な機能である「感覚」「脳」「運動」と、それらを結ぶ「情報循環」がうまく働かなくなったことを支援する方法を構築します。同様に、コミュニティの中で必要な生活機能である「情報獲得」「コミュニケーション」「移動」と、それらを結ぶ「情報循環」を円滑にすることを支援する方法を構築します。その支援技術として、主に、インターネットに代表されるようなICT(情報コミュニケーション技術)やロボットに代表されるようなIRT(情報ロボット技術)を活かす道を確認します。

さらに、高齢化は日本ばかりでなく世界的な傾向にあることから、海外での取り組み等についても常に動向を把握し、本テーマにより創成される新しい技術・システムが将来、輸出産業などにも活かされることを期待しています。

② プログラムオフィサー(PO)による公募・選考・研究開発テーマ運営にあたっての方針 ＜対象範囲の設定＞

最近の調査で、我が国の高齢者のうち手段的日常生活活動(IADL) (URL : http://www.jst.go.jp/s-innova/research/h22theme05/h22theme05_siry01.pdf を参考)に不便をきたしていない人(IADL 評価法の全質問項目で最上位を選択)の割合は、75歳以下では男女ともに約70%を超え、90歳を超えても10%以上を占めていることが分かっています。これは20~30年前と比べると心身ともに10歳以上も若くなっていることを示しています。

このような高齢者(ここでは仮に元気高齢者と呼ぶ)の中で 70%を超える人達が社会参画や社会貢献を志向していることから、まず、この活力を最大限に活かすための支援機器やサービスシステムの研究開発を対象とします。また、一般に高齢化とともに身体機能が低下しても、「経験・知識」が蓄積され、それを活かした「総合力」が優れてきます。一方で、若年者と比べると、高齢化とともに衰えた身体機能を代償する「可塑性」の働きは低下します。したがって、ICT や IRT を元気高齢者の支援に活用する場合、可塑性の機能を維持させ、獲得した知識・経験を活かすという視点を重視した支援機器やサービスシステムの研究開発を対象とします。

さらに、これらの支援機器やサービスシステムを発展させることで、障害を持つようになった高齢者の支援にも活かせると考えています。従って、「QOL の向上」と「介護負担の軽減」に関わる提案も研究対象とします。

ただし、医療に関わる技術は薬事法・倫理・人権などの問題に抵触する場合があります、課題解決への過程が非常に複雑になります。本テーマでは、医療に抵触しない範囲で介護とリハビリを支援する技術を対象とします。

<期待する具体的研究開発内容>

高齢者の社会参画を支援し QOL の向上を図るための研究開発として、(A)安全・安心な生活を支える ICT と IRT、(B)理解・記憶・表出(発話など)を助ける ICT と IRT、および(C)移動・労働を助ける ICT と IRT に関わる支援機器やサービスシステムを提案していただきます。

本テーマでは、ICT や IRT の役割として以下の 5 つの技術を想定しており、応募する際には、下記の 5 つの技術のうち、どの技術に関係(複数でも可)しているかを明示していただきます。

(a) 身に付けて感覚・コミュニケーションを支援する「ウェアラブル ICT」

例:コミュニケーション能力を補強するために、健常な身体機能を活用して衰えた視・聴覚および発話の機能を支援するウェアラブル技術

(b) 通信・放送における情報の獲得や発信を容易にする「インフラ ICT」

例:獲得した技術や知恵を伝承するために、忘れかけた知識や経験を引き出し、それらを再現・提示するのを助けるネットワーク技術

(c) 労働や介護・介助の負担を軽減する「労働支援 IRT」

例:身体への負担を軽減するために、日常生活における労働・作業を補助したり、人間の介助を支援したりするロボット技術

(d) コミュニティ内を自由に安全に移動できる「移動支援 IRT」

例:行動範囲を広げるために、運転環境をセンシング・提示し、認知・判断・操作を容易にして事故を軽減させるモビリティ技術

(e) 理解・記憶・表出を補助し促進させる「脳機能支援 ICT・IRT」

例:物忘れなど脳機能の衰えを補助するために、行動中の動作パターンや授受した言語情報を代替記憶し再現する支援技術

なお、ICT や IRT を活用する上で、全ての支援を機器やサービスに委ねるのではなく、あ

くまでもユーザの負担を軽減する道具として、社会参画を促すツールとして位置づけています。

<課題解決のアプローチとPOの役割>

高齢社会という分野で課題を解決するためには、従来のシーズ育成型だけではなく、横断的かつらせん的に展開する方法論が必要不可欠になります。本テーマでは、まず、(a)高齢者の価値観の変容や認知・行動を把握する基礎研究を行いながら、その結果に基づいて高齢者にマッチする支援機器やサービスシステムを設計し、開発します。次に、(b)開発された支援機器を高齢者に使ってもらって評価し、問題が残されていれば再び仕様の変更を行い、同時に、(c)提案されたサービスシステムを高齢社会で活用した場合の効果についても実地で検証し、問題が残されていればそれを見直すという「らせん形」の方法論をとります。

研究課題は産学連携によるチームで提案し遂行していただきますが、各チームは他のチームと情報を共有していただきます。POはこの情報共有が円滑に進められているかを随時チェックします。また、「学」は高齢者機能の解析と支援機器やサービスシステムの評価に中心をおき、「産」は「学」で得られた知見に基づき設計・制作を行い、その有用性を「産学連携」により実地で検証していただきます。POは、この「解析・評価」と「設計・実証」のループが円滑に進められているかを随時チェックします。

<採択方針について>

今年度の研究開発テーマ「高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成」については、裾野が広く、様々な支援の可能性があることから、最終的により良い課題を選定するため、本採択課題決定前に企画調査研究(本格的な研究を目指すための絞り込み研究)を実施することとします。課題の絞り込みは本テーマに限定して行うものです。

なお、企画調査研究のための研究実施期間は12ヶ月程度とし、来年度1月(平成24年1月)には本格的な研究へ移行することを目指します。また、企画調査期間中の研究費については、上限額を2000万円/12ヶ月程度とし、本格的な研究を目指すための研究であることから、応募時には今後の本格研究の計画を含めた申請が必要となります。このため、企画調査期間に調査を含めることは可能ですが、本格研究に向けた実証試験を必須とし、調査のみでの応募は認められません。

応募ではどのような取り組みで研究開発を進めるのかを明記していただき、S-Iノベの全期間にわたって、それを実現するための計画、および期待される成果・効果など出口イメージを示していただきます。また、応募の際には必ず実地での検証や成果物の評価を実施するフィールド、自治体、施設などを明記していただきます。

研究課題としては、大学等に先に示した(a)~(e)の「5つの技術に適用可能な研究成果」が存在するものとします。また、諸外国でも同様な取り組みが行われている場合、そのメリット・デメリットを考察しながら、本取り組みの優位性を述べていただきます。さらに、国内外における関連する法制度等の調査の必要性についても、考慮していただきたいと思えます。

本テーマ終了後、成果を実現する上で必要となる社会制度やインフラ整備を明示し、普

及させるためのビジネスモデル構想を含めた提案を期待します。

本テーマでは、今年度企画調査研究課題を10～15件程度採択しますが、約1年の企画調査研究実施後、当該課題の中から本採択課題を決定する予定です。本採択課題の決定にあたっては、企画調査研究の実施結果を新たな産業創出可能性の点などから評価することにより、5課題程度からなる本採択課題への絞込みを行う予定です。ただし、絞り込みにあたり、類似・関連の企画調査課題については、それらを組み合わせることで1つの本採択課題とする場合があります。

なお、本テーマについての公募は、今回のみとなります(新たな公募は実施いたしません)ので、十分ご注意ください。

3. 応募の要件

(1) 応募の要件

- ① 基礎研究の成果として見出されたシーズ(※)が存在し、かつその実施に関してシーズを所有する機関等による同意が得られていること。

※シーズとは、特許(出願中のものも含む)等の知的財産をはじめ、ノウハウ、論文、データベース、化合物ライブラリ等の有用な研究成果をいいます。

- ② 研究開発テーマの設定趣旨に合致し、シーズを基にした産業創出の礎となる技術の確立及び実用化に向けた研究開発についての具体的な計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていること。

- ③ 企業と大学等の研究機関による応募であること。

- ④ 応募にあたり、参画する全ての所属機関において事前に了解が得られていること。

(2) 応募者の要件

- ① プロジェクトマネージャー(PM)(aかつbの要件を満たすこと)

- a. 研究開発チームの責任者であり、目標達成へ向けて研究開発を推進する能力があること。

- b. 開発リーダーもしくは研究リーダーであること。(※)

※開発リーダー、研究リーダーについては、以下の②及び③を参照してください。

- ② 開発リーダー(aかつbの要件を満たすこと)

- a. 自ら研究開発を行う能力があること。

- b. 研究開発を行っていて日本の法人格を有する民間企業(※)に所属していること。

※民間企業とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社をいいます。

- ✓ 複数の企業が共同して研究開発を実施する場合は、開発リーダーの所属する機関を「代表企業」とします。

- ③ 研究リーダー(aかつbの要件を満たすこと)

- a. 自ら研究開発を行う能力があること。

- b. 国内の大学等に研究者として所属していること。

- ✓ 複数の大学等が共同して研究開発を実施する場合は、研究リーダーの所属する機関を大学等の「代表研究機関」とします。

<重要>

プログラムオフィサー(PO)と開発リーダー又は研究リーダーが下記の関係にあると JST が認める場合には、選考対象から除外されます。

- ① プログラムオフィサー(PO)が開発リーダー又は研究リーダーと親族関係にある場合。
- ② プログラムオフィサー(PO)が研究リーダーと大学・国研・独立行政法人等の研究機関において同一の研究室・研究グループ等の最小単位組織に所属している場合。又は、プログラムオフィサー(PO)が開発リーダーと同一の企業に所属している場合。

4. 研究開発費

(1) 研究開発費、研究開発期間

研究開発費の規模 : 1課題あたり、年間7千万円程度(間接経費を含む)
研究開発期間 : 最長10年度

なお、研究開発テーマ「高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成」では、平成23年末までを企画調査研究期間とします。そのため、企画調査研究期間については、以下に示す研究開発費の額を計画・申請してください。

平成22年度(3ヶ月程度) : 500万円程度(間接経費を含む)

平成23年度(9ヶ月) : 1,500万円程度(間接経費を含む)

本採択後の研究開発費

平成23年度(3ヶ月) : 2,500万円程度(間接経費を含む)

- ✓ プログラムオフィサー(PO)の判断によって、研究開発チーム間で予算額の傾斜配分・重点配分を行う可能性があります。
- ✓ 研究開発期間中においても、進捗状況、中間評価結果等を踏まえ、プログラムオフィサー(PO)の判断によって研究開発費の調整(支援の中止を含みます。)を行うことがありますので予めご了承ください。
- ✓ ステージⅠ(企画調査研究を含む)及びⅡでは、上記に示した研究開発費を上限としてJSTは研究開発費を支出します。
- ✓ ステージⅢでは、JSTは上記の研究開発費を上限とし、企業が自己負担する研究開発費に応じた額を支出します(マッチングファンド形式)。マッチングファンド形式については、「4. 研究開発費(4)ステージⅢのマッチングファンド形式における支出について」をご参照ください。

研究開発費は、研究開発の実施に必要な、直接経費及び間接経費の総額となります。応募時には、直接経費の30%を上限として間接経費を算出し、直接経費と間接経費の合計を申請額としてください。

応募にあたっては、研究開発期間中における所要額を算出し計上していただきますが、実際に支出される研究開発費の額は、採択後、提案書類に記載された研究開発構想等の審査の結果等に基づき協議の上、調整させていただくことがあります。また、国の予算措置の関係で年度ごとにJSTから支出される研究開発費の限度額が変動することがありますので予めご了承ください。

(2) 研究開発費(直接経費)

研究開発費(直接経費)の用途については、以下の通りです。

① 物品費

・ 設備備品費

- 取得金額 20 万円以上かつ耐用年数 1 年以上の汎用性のある設備(機械装置、工具器具備品)の購入、据付等に必要な経費
- 取得金額 20 万以上かつ使用可能期間 1 年以上の既製品のソフトウェアの購入に必要な経費

・ 消耗品費

- 設備備品費に該当しない物品の購入に必要な経費
- 設備備品費に該当しない既製品のソフトウェアの購入に必要な経費
- 書籍の購入に必要な経費

② 旅費

開発リーダー、研究リーダーや研究開発参加者の研究開発実施に必要な移動等に伴う旅費です。

③ 人件費・謝金

・ 人件費

大学等における研究開発に従事するポスドク及び研究補助員(学生アルバイト含む)等の従事率に応じた雇用等に要する人件費、及び企業所属の研究者の研究開発の従事率に応じた人件費です。

人件費の算出にあたっては、企業内の賃金支給規則によるなど、妥当な根拠に基づき、業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。さらにその根拠についての証拠書類、及び従事率を示す勤務管理簿などの証拠書類を、JST に提出していただく必要があります。

なお、単価の設定が社会通念上、許容される範囲を超えていると JST が判断した場合、人件費の支出として認められない場合もあります。

・ 人材派遣に係る経費

人材派遣会社から派遣される研究員の受入に係る従事率に応じた経費です。

・ 諸謝金

研究を実施するために必要な治験等の外部協力に対する謝礼金等の経費です。

④ その他

上記のほか、研究開発を実施するために必要な経費です。以下は具体例です。

- ・ 通信運搬費、印刷製本費、借損料

- ・ 雑役務費(ソフトウェアの作成、データ分析等の役務の提供に係る経費)
- ・ 学会参加費、論文投稿料、消費税相当額等

なお、以下の経費は研究開発費(直接経費)として支出できません。

- ・ 当該研究開発の目的に合致しないもの
- ・ 間接経費としての使用が適切と考えられるもの

その他、研究開発費からの支出が適切か否かの判断が困難な場合は、JST へ問い合わせてください。(巻末の「Q&A」もご参照ください)

- ✓ JST では、研究開発費の柔軟で効率的な執行を研究開発の実施機関に対して要請するとともに、国費を財源とすることなどから、一部の項目について委託研究開発契約書や事務処理説明書等により、一定のルール・ガイドラインを設けるなどして、適正な執行をお願いしています。

(3) 研究開発費(間接経費)

間接経費の上限は、直接経費の30%とします。

間接経費は、研究開発参加者の研究開発環境の改善やその所属機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当してください。(巻末の「Q&A」もご参照ください)

(4) ステージⅢのマッチングファンド形式における支出について

ステージⅢでは、JST は、企業が自己負担する研究開発費のうち、直接経費に該当する額に間接経費を加えた額を上限として、研究開発チームに研究開発費を支出します(中堅・中小企業(※)の場合、企業が自己負担する研究開発費のうち、直接経費に該当する額の2倍に間接経費を加えた額を上限)。

※ステージⅢ開始時の資本金が10億円以下の企業をいいます。

ただし、上記の方法で算出した額が、7千万円を超える場合、JST は1研究開発チームあたり最大7千万円程度を上限に研究開発費を支出します。

なお、企業側からの支出とみなせる資金は、「4. (2) 研究開発費(直接経費)」に該当する経費(設備備品費、消耗品費、人件費等)であり、かつその支出を証明できるものとします。

5. 選考及び採択

(1) 採択予定課題数

本研究開発テーマ「高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成」では、より良い課題を選定するため、今年度企画調査研究課題を10～15件程度採択しますが、約1年の企画調査研究実施後、当該課題の中から本採択課題を決定する予定です。本採択課題の決定にあたっては、企画調査研究の実施結果を新たな産業創出可能性の点などから評価することにより、5課題程度へ本採択課題の絞り込みを行う予定です。ただし、絞り込みにあたり、類似・関連の企画調査課題については、それらを組み合わせることで1つの本採択課題とする場合があります。

なお、本テーマについての公募は、今回のみとなります(新たな公募は実施いたしません)ので、十分ご注意ください。

(2) 審査の方法等

提案内容の審査は、プログラムオフィサー(PO)及びアドバイザー(外部有識者)によって実施されます。

応募者から提出された提案書類の内容について、プログラムオフィサー(PO)がアドバイザー(外部有識者)の協力を得て審査(書類審査及び面接審査)を行い、次ページに示す「審査の観点」に基づき採択候補課題を選考します。なお審査の過程において、提案内容について応募者に問い合わせを行う場合があります。

審査は非公開で行われますが、応募者との利害関係者は、当該応募者の提案課題の審査を担当しません。

また、審査に関わる者は、一連の審査で取得した一切の情報を、第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守します。

なお、審査の経過に関する問い合わせには応じられません。また提出された提案書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

○ 審査の手順

審査は、次の手順により実施されます。

① 形式審査

提出された提案書類について、応募の要件(応募者の要件、必要書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限等)を満たしているかについて審査します。

応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

② 書類審査

プログラムオフィサー(PO)がアドバイザーの協力を得て、書類審査を実施します。その際、研究開発実施企業に関する財務等審査もあわせて実施します。

これらの審査結果を基にJSTが面接審査を実施する課題を選定します。

③ 面接審査

プログラムオフィサー(PO)がアドバイザーの協力を得て、面接審査を実施します。なお、開発リーダー及び研究リーダーは、両者とも面接審査に出席する必要があります。

④ 最終審査

書類審査・面接審査の評価を踏まえ、プログラムオフィサー(PO)が取りまとめを行い、採択候補課題を決定します。

○ 審査の観点

審査(形式審査を除く)は、以下の観点に基づき総合的に実施します。

➤ 研究開発テーマの設定趣旨との整合性

研究開発テーマの設定趣旨に合致した課題内容であること。

➤ 目標・計画の妥当性

新産業創出の礎となる技術が示され、その実用化に向けた目標・計画が具体的かつ明確であり、実現性が高いこと。

➤ 産学共同での研究開発体制の妥当性

プロジェクトマネージャー(PM)を中心とした産学共同での研究開発体制が適切に組織されており、また産学の役割分担が明確になっていること。

➤ 産業創出の礎となる技術の確立の可能性

産業化の基盤となる技術の確立が期待でき、さらには、新産業の創出及び社会・経済への独創的で大きなインパクト(イノベーションの創出)が期待できること。

○ 審査結果の通知等

① 書類審査を通過し面接審査に進む課題のプロジェクトマネージャー(PM)に対して、面接審査の実施要領・日程等をお知らせいたします。

② 最終的に、全課題のプロジェクトマネージャー(PM)に、採択・不採択の通知をいたします。

③ 採択課題については、課題名、開発リーダーの氏名と所属機関名、研究リーダーの氏名とその所属機関名をホームページ等で公表します。不採択の場合については、その内容を一切公表しません。

✓ 応募情報の管理については「7. 応募にあたっての留意点(12)応募情報及び個人情報取り扱い」を参照してください。

④ 課題が採択された場合も、プログラムオフィサー(PO)及び JST による、実施計画等の見直し、研究開発費額の調整等が行われる場合があります。

6. 採択後の責務等

(1) 委託研究開発契約の締結

JSTは、採択された課題について、研究開発に参画する全ての機関との間で、研究開発の計画及び委託研究開発契約に係る条件の調整を行い、委託研究開発契約を締結します。契約を締結するにあたっては、関係する法令等の遵守はもとより契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容(経費の積算を含む)が双方の合意が得られない場合は、採択された研究開発課題であっても契約に至らない場合があります。

なお、予算上の制限等やむを得ない事情が生じた場合には、研究開発計画の変更あるいは研究開発の中止を求めることがあります。

JST との委託研究開発契約に基づき、プロジェクトマネージャー(PM)等は、研究開発の実施及び支出される研究開発費の執行にあたって、以下(2)～(12)の条件を守る必要があります。

(2) 研究開発チーム内の予算配分

プロジェクトマネージャー(PM)は、研究開発を実施するにあたり、研究開発チームへの定められた予算額内において、研究開発費の配分権限を持ちます。プロジェクトマネージャー(PM)は、当該研究開発の参画機関に対して、適切な予算配分を実施してください。

(3) 研究開発の推進

プロジェクトマネージャー(PM)は、研究開発遂行上のマネジメント、成果の公表等、推進全般についての責任を持つ必要があります。

特に、計画書の作成、各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、プロジェクトマネージャー(PM)が行ってください。

万一、研究開発実施企業の経営上の都合等により、研究開発の継続に困難が生じた場合、プロジェクトマネージャー(PM)は JST に速やかにその旨を連絡してください。

(4) 情報共有の推進

コンソーシアムによる研究開発の相乗効果を最大限引き出すために、同一研究開発テーマにおける研究開発チーム間で有用な知見・知的財産権などの情報共有を推進することが重要です。

プロジェクトマネージャー(PM)は、プログラムオフィサー(PO)、同一研究開発テーマの他のプロジェクトマネージャー(PM)とともに、情報共有の方法(定期的な連絡会の開催等)、許容する情報共有の範囲、研究開発により得られた知的財産権の取り扱い等について協議し、プログラムオフィサー(PO)の指示に従い、研究開発チーム間の情報共有を推進する必要があります。

具体的には、採択課題決定後、JSTで定めた情報共有に係る規約を締結していただくこととなります(研究開発テーマ「高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成」については、企画調査研究が終了し本採択課題へ進んだ課題が対象となります。)

(5) 研究開発費の経理

JST と委託研究開発契約を締結した機関は、研究開発費の経理状況を常に把握するとともに、研究開発費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。

マッチングファンド形式のステージⅢにおいて、受託機関は支出した金額、その内容を研究開発実施計画書の区分・項目ごとに整理し、証拠書類と対応付けられるように管理していただきます。

なお、本研究開発費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。

(6) 実施管理

JST は、研究開発期間中、プログラムオフィサー(PO)等による実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査(現地調査を含む。)を実施するとともに目的が達成されるよう、プロジェクトマネージャー(PM)等に対し研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。プロジェクトマネージャー(PM)には進捗状況についての報告を求めます。またJST と委託研究開発契約を締結した機関は、支出した研究開発費についての報告を定期的に行う必要があります。また、JST は、支出した研究開発費について適宜問い合わせることがあります。

(7) 評価

プロジェクトマネージャー(PM)から提出される報告書、中間評価及び必要に応じて行われる面接により、プログラムオフィサー(PO)は研究開発の進捗状況や成果を把握します。JST はプログラムオフィサー(PO)の指示に基づき、研究開発計画の見直し等をプロジェクトマネージャー(PM)に求めることがあります。評価結果によっては、研究開発計画の変更を求めるだけでなく、研究開発費の増額・減額や支援の中止を行うことがあります。

また、研究開発期間終了時、プログラムオフィサー(PO)は、各研究開発課題の成果等について事後評価を行います。

JST は、評価結果をホームページ等で公開します。

(8) 取得財産の帰属

JST が支出する研究開発費により大学等が取得した設備等については、大学等に帰属させることが可能です。

JST が支出する研究開発費により企業が取得した設備等の財産の所有権は、JST に

帰属します。(企業には帰属しません。)

当該設備等は、研究開発期間中は JST から企業に対して無償で貸与し、研究開発期間終了後は固定資産税相当額で有償貸与となります。また、有償貸与期間後は原則として、企業に設備等をその時点での簿価で買い取っていただくことになります。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。(研究開発期間中及び有償貸与期間中は、本制度の研究開発以外の業務に使用することはできません。)

(9) 知的財産権の帰属等

研究開発により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権)については、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)を適用し、同条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお、研究開発成果の実用化や社会還元に資する円滑な活用を推進するために、研究開発において得られた知的財産権については、同一研究開発テーマのプロジェクトマネージャー(PM)との協議を踏まえ、プログラムオフィサー(PO)が定める、研究開発チーム間での取り扱い(例えば、相互ライセンスなど)に従っていただきます。

(10) 研究開発の成果等の発表

本制度により得られた成果については、知的財産の保護に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、研究開発期間中及び終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただく場合があります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST に通知するとともに、本制度による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

(11) 国民との科学・技術対話への取り組み

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対し分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(12) 調査

研究開発期間終了後、JST が実施する追跡調査(フォローアップ)にご協力いただきます

す。その他必要に応じて、進捗状況の調査にもご協力いただきます。

- ✓ 研究開発期間終了後に、プロジェクトマネージャー（PM）の連絡先等に変更があればご連絡ください。

7. 応募にあたっての留意点

(1) 不合理な重複及び過度の集中に対する措置

① 不合理な重複に対する措置

応募者が、同一の研究者による同一の研究開発課題(競争的資金が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取り消し、又は研究開発費の減額(以下、「採択の決定の取り消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究開発課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究開発課題の間で、研究開発費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本制度への応募段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

② 過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究開発内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究開発内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究開発費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究開発費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究開発費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究開発設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本制度への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

③ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・制度)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。(また、他の競争的資金制度等におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。)

(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況

他の制度への応募段階(採択が決定していない段階)での本制度への応募は差し支えありませんが、他の制度への提案内容、採択の結果によっては、本制度において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

応募者が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複応募の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は応募中の場合には課題提案書の「他の事業・制度への応募、実施等」(様式5-1)に正確に記入してください。この記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、本制度において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

(3) 研究開発費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究開発費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

○ 研究開発費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究開発契約の解除・変更を行い、研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加(※)の制限

本制度の研究開発費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本制度への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度の担当部門に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者の氏名、制度名、所属機関名、課題名、予算額、研究開発年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供する場合があります。(他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。)

なお、この不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する本制度

における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、研究開発費等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

※「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

不正使用等の内容	制限の期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
単純な事務処理の誤り	なし
本制度による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本制度による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> ・本制度による業務に関連する研究等の遂行に使用(2年) ・本制度による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用(3年) ・研究等に関連しない用途に使用(4年) ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出(4年) ・個人の利益を得るための私的流用(5年)
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	4年

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究開発活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用、以下「不正行為等」という。)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に基づき、以下の通りとします。

○ 研究活動の不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除・変更、研究開発費の返還

研究開発活動の不正行為が認められた課題について、委託研究開発契約の解除・変更を行い、研究開発活動の不正行為の悪質性に考慮しつつ、研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。(競争的資金の適正な執行に関する指針(平成19年12月14日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づく)。

(ii) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者の氏名、所属機関、課題名、予算額、研究開発年度、不正行為等の内容、講じ

られた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当部門は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人の他の競争的資金制度(※)、競争的資金制度以外の JST の所掌する研究事業のいずれかにおいて、研究開発費の不正使用等又は研究開発活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度あるいは競争的資金制度以外の JST の所掌する研究事業において応募資格が制限されている期間中、本制度への申請及び参加を制限します。(遡及して適用することがあります)

※「他の競争的資金制度」とは、平成22年度に新たに公募を開始する制度も含みます。

なお、平成21年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。また、申請等資格制限の取り扱い及び対象制度が変更になった場合は適宜、文部科学省及び JST のホームページ等でお知らせいたします。

現在、具体的に対象となる制度につきましては、下記ホームページをご参照ください。

なお、下記ホームページ、URL は適宜変更になることがあります。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/09ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究開発費の配分決定を取り消すことがあります。

(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、制度完了の年度の翌年度から5年間適切に保管する必要があります。

(8) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本制度の契約にあたり、各機関では標記ガイドラインに基づく研究開発費の管理・監

査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出する必要があります。(実施状況報告書の提出がない場合の研究開発実施は認められません。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、契約締結予定日までに、各機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、報告書が提出されていることが必要です。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1297229.htm

提出期限等、報告書提出の詳細は、採択決定後、JST 総務部研究倫理・監査室より文書にてお知らせいたします。

なお、提出には、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。(登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法と合わせ、下記ホームページをご参照ください。)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

また、平成24年度以降も継続して本制度を実施する場合は、平成23年秋頃に、再度府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいはJSTからの周知等に十分ご注意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査にご協力いただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知(下記ホームページ)で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究開発費を交付しないことがあります。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/011/shiryo/07080802/005.htm

(9) 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取り扱い

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取り扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発(※)の有無を確認してください。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了してください。

※詳しくは下記ホームページをご参照ください。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

環境省ホームページ「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

(10) 人権及び利益保護への配慮

研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取り扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(11) 府省共通研究開発管理システムから政府研究開発データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベース(※)に、各種の情報を提供することがあります。

※政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(12) 応募情報及び個人情報の取り扱い

① 応募情報の管理について

提案書類の提出物は審査のために利用します。なお、審査には JST 内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の課題に関する情報(制度名、課題名など各制度の公募要領で、公表することを明記されている情報、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜 JST のホームページにおいて公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

② 個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・ 審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等、採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。

8. JST の関連事業における重複応募の制限について

本制度の平成22年度の提案課題の公募に関して、JSTの関連事業(JST事業)との間で、以下の通り重複応募についての一定の制限等があります。

- (1) 今回公募する研究開発テーマを通じて、開発リーダー又は研究リーダーとしては、課題提案の応募を1件のみ行うことができます。
- (2) 現在、次の立場にある方は、原則として研究リーダーとして、応募しないでください。(当該研究課題等の研究期間が、平成22年度内に終了する場合を除く。)
 - ・ 戦略的創造研究推進事業 さきがけの研究者
 - ・ 産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】(S-イノベ) 研究リーダー(※)※ 研究開発ステージがⅡ及びⅢの場合を除く。
- (3) 平成22年度の本制度への応募が採択候補となった結果、JSTが運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としての研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を1件選択する等の調整を行うことがあります。(平成21年度以前に採択された研究課題等で当該研究期間等が、平成22年度内に終了する場合を除きます。)

9. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の利用方法について (重要)

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの電子申請、提案書類の提出(郵送による提出含む)は、必ずプロジェクトマネージャー(PM)が行ってください。

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に登録してから、本制度への電子申請が可能となります。提案書類の提出は、本システム(一部の書類は郵送)を利用して行っていただきます。

- ✓ 本システムの登録(研究者及び所属研究機関の登録が必要)から、ID、パスワード取得までには時間を要しますので、本制度に応募される方は、早めに(公募締切の少なくとも2週間以上前を推奨)本システムへ登録してください。

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

応募を希望する開発リーダー及び研究リーダーの所属研究機関は、本システムへの事前登録が必要になります(過去既にご登録されている場合は再登録の必要はありません)。

下記の府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイト「以下、ポータルサイト」という。)にアクセスし、「所属研究機関向けページ」をご参照の上、所属研究機関の登録、及び研究者の登録を行い、ID、パスワードの発行を必ず受けてください。

ポータルサイト:<http://www.e-rad.go.jp/>

また、当該課題に参画する開発リーダー及び研究リーダー以外の所属研究機関については、可能な限り事前に、「所属研究機関の登録」と各機関の代表の研究者の方の「研究者の登録」がされていることを推奨します。

(3) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

本制度に関する問い合わせは JST の担当部署にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

本制度ホームページ及び府省共通研究開発管理システム(e-Rad)のポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

本制度ホームページ：<http://www.jst.go.jp/s-innova/>

ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

【問い合わせ先】

本制度に関する問い合わせ及び提案書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	(独)科学技術振興機構(JST) イノベーション推進本部 産学基礎基盤推進部 事業推進担当 高橋、石川	TEL:03-5214-8475 FAX:03-5214-8496 E-mail:s-innova@jst.go.jp
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム (e-Rad)ヘルプデスク	0120-066-877 午前 9:30～午後 5:30 (土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

(4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の使用にあたっての留意事項

① 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

② システムの利用可能時間帯

(月～金)午前6:00～翌午前2:00まで

(土、日)午後0:00～翌午前2:00まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 所属研究機関の登録

開発リーダー及び研究リーダーが所属する機関は、応募時まで登録されていることが必要となります。

機関で1名、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者(開発リーダー及び研究リーダー)を研究者と称します。所属研究機関は研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

⑤ 個人情報の取り扱い

提案書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

(5) システムを利用した応募の流れ

所属研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録

機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を(事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて)行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照URL: <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>



所属研究機関が行います

電子証明書のインポート

システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード)、電子証明書が届きます。作業用 PC に電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル: 所属研究機関用マニュアル「2.1 電子証明書のインポートと削除」



所属研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、研究者を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル: 所属研究機関用マニュアル「2.2 ログイン」、「2.3 所属研究機関情報の管理」、「2.4 事務分担者情報の管理」、「2.5 研究者情報の管理」



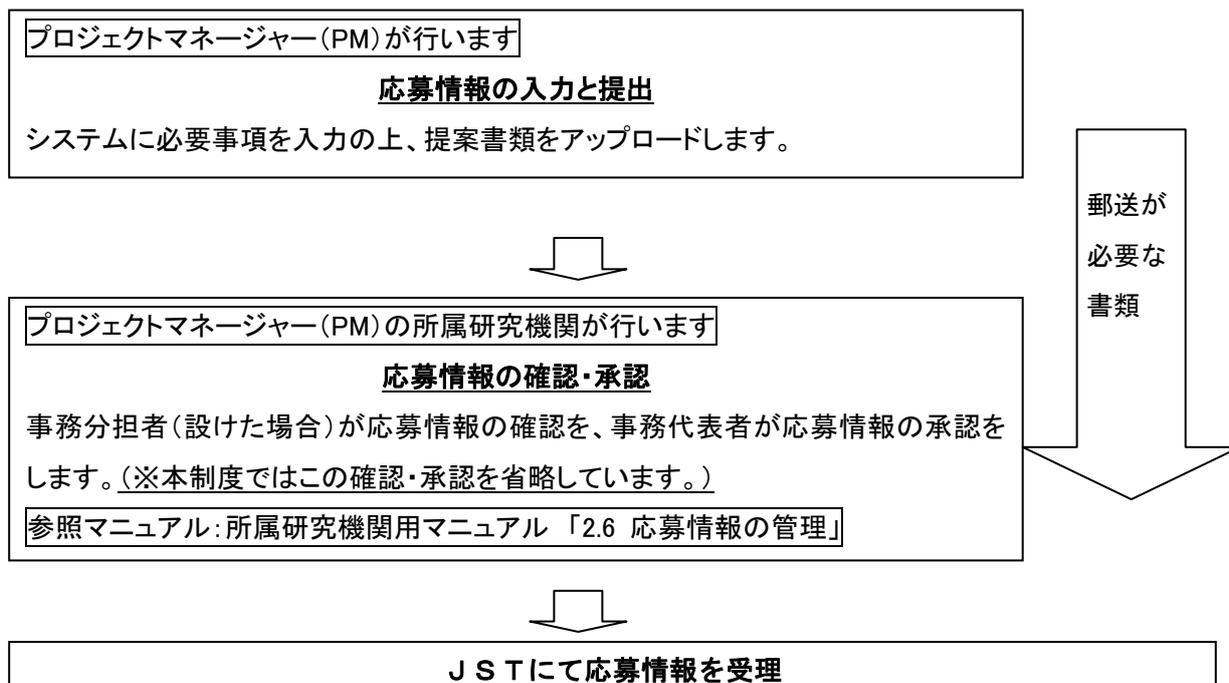
プロジェクトマネージャー(PM)が行います

公募要領・様式の取得

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と様式をダウンロードします。(本制度ホームページから当該ファイルをダウンロードしてください。)

参照マニュアル: 研究者用マニュアル「2.1 ログイン」、「2.3 応募」





(6) システム利用時の注意事項

- ・ システムを利用の上、提出してください。システムの操作マニュアルは、ポータルサイトよりダウンロードできます。
- ・ 本制度の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- ・ 提案書類(アップロードファイル)は「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」「PDF」のバージョンについては、操作マニュアルを参照してください。
- ・ 提案書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「JPEG」「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。
- ・ アップロードできるファイルの最大容量は3MBです。それを超える容量のファイルはJSTの担当部署へ問い合わせてください。
- ・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアルを参照してください。
- ・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。
- ・ 提案書類の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

10. 提案書類の作成・提出について

提案書類の提出(郵送による提出含む)は、必ずプロジェクトマネージャー(PM)が行ってください。

提出された提案書類は、この制度の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等については「7. 応募にあたっての留意点(12)応募情報及び個人情報の取り扱い」に準じます。

提案書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 提案書類の提出期限

電子申請(e-Rad)による提出期限: 平成22年11月26日(金)正午

郵送が必要な書類の提出期限: 平成22年11月26日(金)(消印有効)

(2) 応募に必要な書類

		電子申請(e-Rad)(※1)	郵送(着払い不可)
1	課題提案書	1部	—
2	特許明細書(※2)	—	各1部
3	企業パンフレット(※3)	—	各1部
4	決算報告書(直近3期)or 有価証券報告書(直近3期)(※4)	—	1部

※1 e-Rad による電子申請については、「8. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の利用方法について」をご確認ください。

※2 シーズが特許(出願中のものを含む)の場合、重要な特許について5件以内、基本的な知的財産権の出願人・発明者記載ページを含めて明細書を各1部ご提出ください(特許公報も可)。

※3 参画企業が複数存在する場合、1企業について各1部ご提出ください。

※4 開発リーダーの所属機関について1部ご提出ください。

(3) 作成・提出にあたっての注意事項

- ✓ 課題提案書作成にあたっては、様式を参考に簡潔かつ要領良く作成してください。また、パソコンで作成してください(フォントサイズ:10.5ポイント)。
- ✓ 応募にあたっては、必ず企業及び大学等の機関としての事前了解を得ておいてください。
- ✓ プロジェクトマネージャー(PM)及びその所属機関が代表として応募してください。
- ✓ 複数の企業が共同して研究開発を実施する場合は、各企業の企業パンフレットを提

出してください。

- ✓ なお、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。
- ✓ 提出いただいた書類の返却、差し替え等には応じかねますので、予めご了承ください。
なお、秘密保持については十分に配慮いたします。

(4) 郵送が必要な書類の提出先

【郵送が必要な書類の提出先及び本公募に関する問い合わせ先】

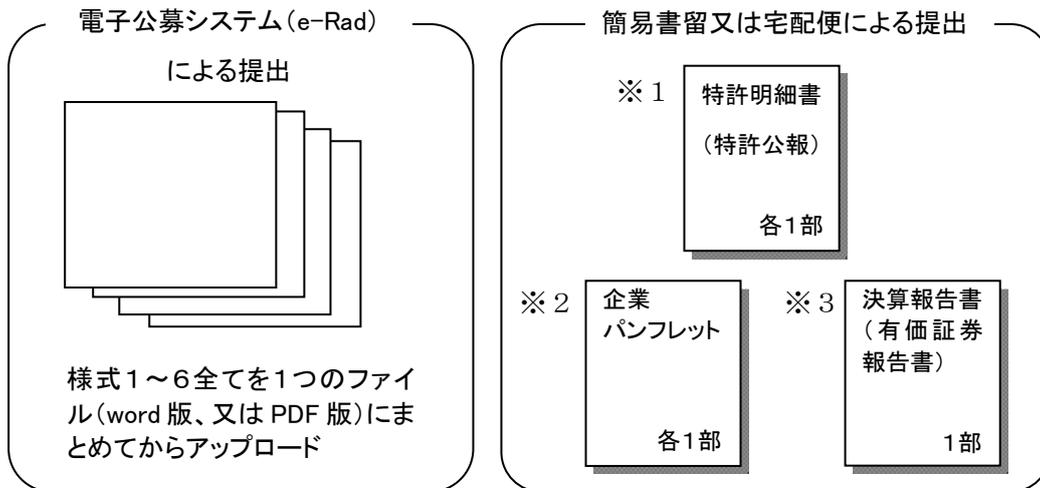
〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 独立行政法人科学技術振興機構(JST) イノベーション推進本部 産学基礎基盤推進部 事業推進担当 高橋、石川 TEL: 03-5214-8475 FAX: 03-5214-8496 E-mail: s-innova@jst.go.jp

この公募要領については、上記問い合わせ先にご請求いただければ郵送致します。
また、以下のホームページからもダウンロードすることができます。

<http://www.jst.go.jp/s-innova/>

- ✓ 郵送が必要な提案書類の提出は、「郵送又は宅配便(含バイク便)」に限ります(着払い不可)。その際には、応募対象となる研究開発テーマ名、課題名、プロジェクトマネージャー(PM)の氏名、その所属機関・部署名等を明記した送付状を添付してください。
- ✓ なお、提案書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって行ってください。「持参」、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けませんので注意してください。
- ✓ 提出期間中に発送されなかった提案書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読の上、注意して記入してください。(提案書類のフォーマットは変更しないでください。)
- ✓ 提出期限終了後の提案書類の差し替えは固くお断りいたします。

提案書類のまとめ方



※1 シーズが特許(出願中のものを含む)の場合、重要な特許について5件以内、基本的な知的財産権の出願人・発明者記載ページを含めて明細書を各1部ご提出ください(特許公報も可)。

※2 参画企業が複数存在する場合、1企業について各1部ご提出ください。

※3 開発リーダーの所属機関について1部ご提出ください。

(5) 課題提案書(様式)の記入要領

次ページ以降の記入要領に従い、課題提案書を作成してください。

記入要領

(事務局記入欄)

受付番号	
受付日	

産学イノベーション加速事業 「戦略的イノベーション創出推進(S-イノベ)」 課題提案書

研究開発テーマ	■ 高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成
提案課題名	提案課題名を記述してください。(全角 100 文字以内)
プロジェクト マネージャ(PM)	プロジェクトマネージャ(PM)を選択してください。(□→■)
	<input type="checkbox"/> 開発リーダー <input type="checkbox"/> 研究リーダー

開発リーダー・代表企業				
開発リーダー	フリガナ			
	氏名			
	所属機関			
	部署	〇〇研究所〇〇部		
	役職	主席研究員		
	所在地	〒		
	TEL		FAX	
	Email			
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ID	研究者番号(開発リーダー)	8桁の数値		
	所属研究機関番号	10桁の数値		
実施状況報告書(※)の提出日(郵送の場合は発送日) (提出済みの場合、ご記入ください。)			平成 年 月 日	

※ 実施状況報告書については、公募要領「7. (8)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について」をご参照ください。
参画する全ての企業・大学等において本提案に対する事前了解をそれぞれ得ていることが必要です。
了解が得られない場合、採択されても採択が取り消される場合があります。

(様式1)

研究リーダー・代表研究機関(大学等)				
研究リーダー	フリガナ			
	氏名			
	所属機関	〇〇大学		
	部署	大学院〇〇専攻科		
	役職	教授		
	所在地	〒		
	TEL		FAX	
	Email			
府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ID	研究者番号(研究リーダー)	8桁の数値		
	所属研究機関番号	10桁の数値		
実施状況報告書(※)の提出日(郵送の場合は発送日) (提出済みの場合は、ご記入ください。)			平成 年 月 日	

※ 実施状況報告書については、公募要領「7. (8)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について」をご参照ください。

参画する全ての企業・大学等において本提案に対する事前了解をそれぞれ得ていることが必要です。了解が得られない場合、採択されても採択が取り消される場合があります。

※ 採択課題決定後、JSTで定めた情報共有に係る規約を締結していただくこととなります(研究開発テーマ「高齢社会を豊かにする科学・技術・システムの創成」については、企画調査研究が終了し本採択課題へ進んだ課題が対象となります。)

(様式2)

産学イノベーション加速事業
【戦略的イノベーション創出推進】(S-イノベ) 提案課題の概要

提案課題名	提案課題名を記述してください。		
研究開発期間 (最長10年度)	ステージⅠ (企画調査研究を含む)	ステージⅡ	ステージⅢ
	平成22年度～ 平成〇〇年度	平成〇〇年度～ 平成〇〇年度	平成〇〇年度～ 平成〇〇年度
	(合計) 年度		
研究開発資金 (JST 支出分のみ)	(合計) 千円		
研究開発実施場所	(株)〇〇 〇〇工場 (東京都北区) **大学++学部 (静岡県浜松市)		
【概要】 本提案課題の概要を400字以内で記述してください。			
課題キーワード	本提案課題の課題キーワードを5つ程度、自由に記述してください。		

注:様式2は、1ページで作成してください。

企画調査研究の構想

1. 企画調査研究の目標

- ・ 提案する企画調査研究の目標を、研究開発構想のステージⅠの目標(「様式3「5. ステージ目標」参照)との整合性に留意しながら具体的に記述してください。また、企画調査研究から得られた成果を次の研究にどうつなげていくのか、目標達成のための問題点(今まで実現できていなかった理由など)、解決策等についても記述してください。

2. 企画調査研究の必要性

- ・ 研究開発構想のステージⅠ 初めにこの企画調査研究を行うことの意義・必要性について分析し、記述してください。

3. 企画調査研究の具体的研究内容と実施計画

- ・ 目標を達成するための具体的研究内容および実施計画・研究体制等を記述してください。また、研究に取り組むに当たって、どのような方法で計画を遂行するのかについても言及してください。

研究開発構想

1. 研究開発テーマの設定趣旨との関連性

- ・本提案と研究開発テーマの設定趣旨との関連性を記述してください。

2. 先行研究とシーズ

(1) 先行研究の概要

- ・これまでに実施してきた、本提案に関する研究の概要について記述してください。
- ・当該研究と JST 等の各種事業との関連がある場合はその旨も記述してください。

(2) シーズの内容

- ・これまでの研究から得られた成果であり、かつ本提案にて確立する産業創出の礎となる技術の「シーズ」について記述してください。
- ・その際、その背景、独創性、新規性について定量的な実験データを示すとともに、他の研究との比較による優位性について言及してください(必要に応じて、図表を用いてください)。
- ・シーズが特許の場合、その特許の内容についても言及してください。また、その詳細を「(様式4) 1. 知的財産の詳細」に記述してください。
- ・シーズを含め、本提案に関連する文献を「(様式4) 2. シーズに関する研究者による論文等」に記述してください。

(様式3)

3. 研究開発の全体イメージ

※最終アウトプット(技術、デバイス、製品等)を含め、研究開発の全体イメージを図等を用いてわかりやすく描いてください。

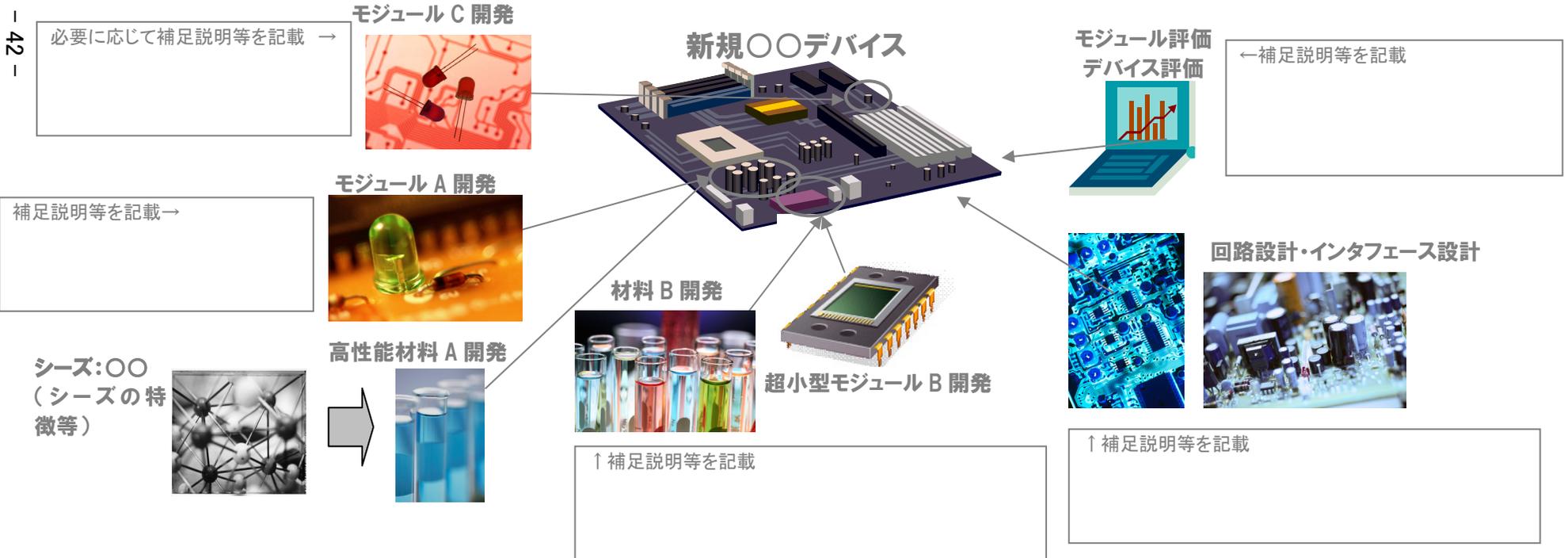
※その際、参画機関・研究者の役割分担・協力関係等がわかるようにしてください。

※1 ページで示してください。用紙向きは、縦・横自由です。

例:新規〇〇デバイスの開発イメージ

役割分担	材料開発		モジュール開発			回路設計・インタフェース設計・組立			評価技術
	材料 A 開発	材料 B 開発	モジュール A	モジュール B	モジュール C	回路設計	インタフェース	組立・製造技術	
A 大学	◎		○			○	◎	○	○
B 大学		◎		○					◎
C 企業	○		◎		◎	◎	○	◎	
D 企業		○		◎					○
(E 企業)※								○	

※ステージⅢから参加予定



(様式3)

4. 全体目標

(1) 確立を目指す「産業創出の礎となる技術」

・上記のシーズを基に、ステージⅡ終了時点で確立を目指す「産業創出の礎となる技術」について記述してください。また、その「産業創出の礎となる技術」の特徴(性能、機能、精度等の具体的な数値)や活用用途についても言及してください。

(2) 「産業創出の礎となる技術」の確立を目指す理由、目的

・なぜその技術の確立を目指すのかを、競合・類似技術との具体的な比較等により、その技術の確立を目指すことの意義・妥当性について分析し、記述してください。

(3) 最終的に目指す「アプリケーション」(製品・サービス)

・上記の「産業創出の礎となる技術」を利用し、開発を目指すアプリケーションについて記述してください。また、そのアプリケーションに要求される性能指標(数値も含め)についても言及してください。

(4) 「アプリケーション」の開発を目指す理由、目的

・なぜそのアプリケーションを目指すのかを、市場性、事業性、社会・経済へのインパクトなどについて、競合・類似製品・サービスとの比較等により、そのアプリケーションを目指すことの意義・妥当性について分析し、具体的に記述してください。

(様式3)

5. ステージ目標

「4. 全体目標」の(1)確立を目指す「産業創出の礎となる技術」、(3)最終的に目指す「アプリケーション」(製品・サービス)に向けて、各ステージにおいて達成すべき目標(ステージ目標)について記述してください。

特に、ステージⅠ、Ⅱについては、研究開発構想(ステージ目標達成のための問題点、解決策)も記述してください。

【ステージⅠ】

① ステージ目標:

問題点:

解決策:

② ステージ目標:

問題点:

解決策:

③ …

「ステージ目標」:「4. 全体目標」の(1)確立を目指す「産業創出の礎となる技術」、(3)最終的に目指す「アプリケーション」(製品・サービス)に向けた具体的な目標を定めてください。

「問題点」:ステージ目標の達成に向けて、現状における問題点を記述してください。

「解決策」:「問題点」の解決策を記述してください。解決策によってステージ目標が達成されることがわかるように、現状とステージ目標を対比しながら明確に記述してください。また、可能な限り、解決策となりうる根拠(予備実験結果・データ等)を示しつつ記述してください。

【ステージⅡ】

④ ステージ目標:

問題点:

解決策:

⑤ ステージ目標:

問題点:

解決策:

⑥ …

【ステージⅢ】

⑦ ステージ目標:

⑧ …

(様式3)

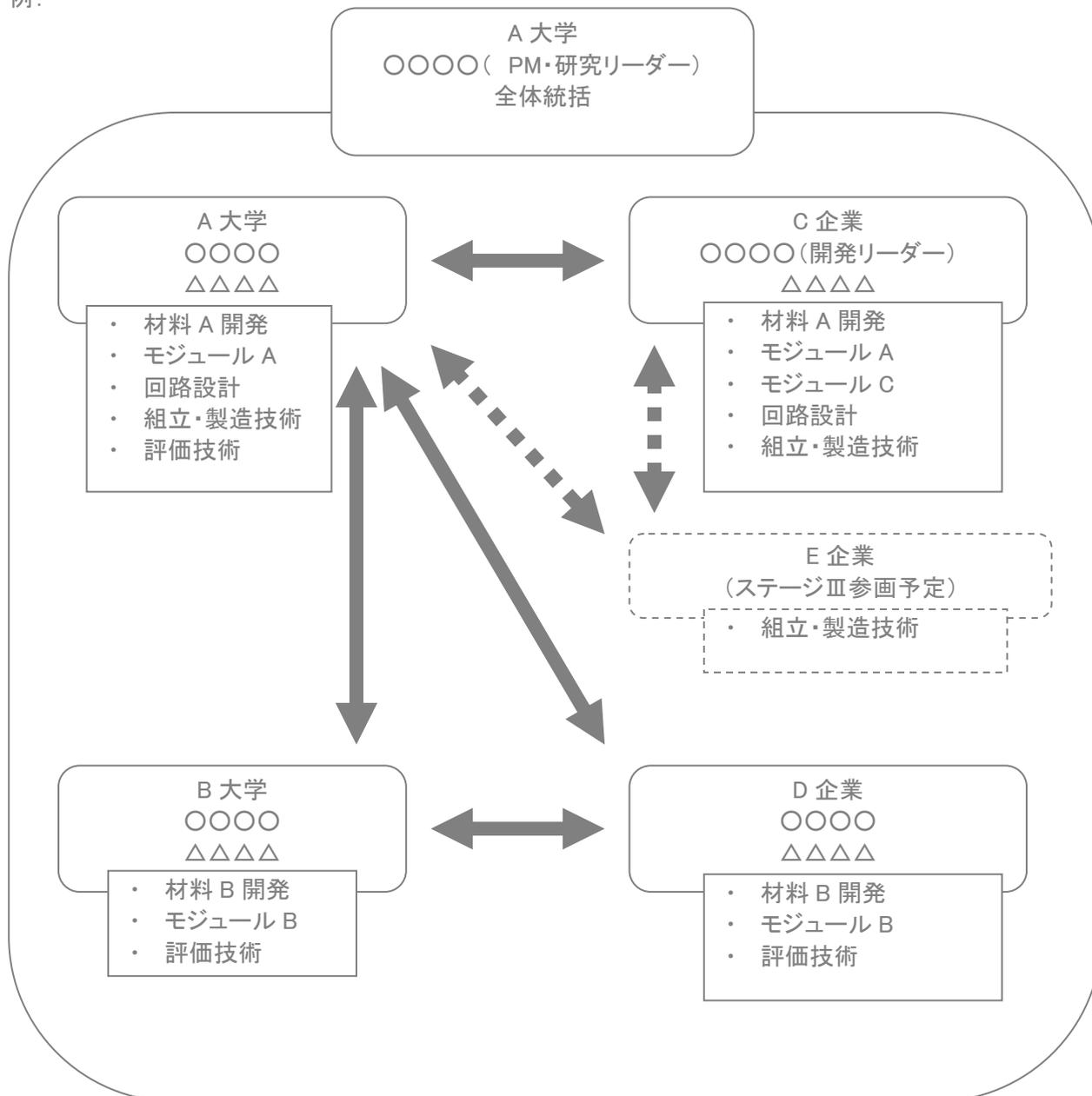
6. 研究開発体制

(1) 研究開発体制図

研究開発体制をブロック図等で示してください。

図の作成にあたっては、機関名、プロジェクトマネージャー(PM)、開発リーダー、研究リーダーとともに、主な研究開発参加者(少なくとも、各機関1名)も記述してください。

例:



(様式3)

(2)参加者リスト

区分	所属機関名				
氏名	部署、役職	専門分野	本研究開発での役割分担	エフォート(※)	研究開発実施場所
企業	〇〇株式会社				
〇〇〇〇	開発部長		PM、開発リーダー	〇%	〇〇会社 〇〇研究所
〇〇〇〇	開発部 課長		設計、開発	〇%	〇〇会社 〇〇研究所
〇〇〇〇	開発部 研究員		設計、開発	〇%	〇〇会社 〇〇研究所
企業	□□株式会社				
〇〇〇〇	研究開発部長			〇%	〇〇会社 〇〇センター
〇〇〇〇	研究開発部 主任研究員			〇%	〇〇会社 〇〇センター
大学等	〇〇大学				
〇〇〇〇	〇〇研究科〇〇専攻教授		研究リーダー	〇%	〇〇大学
〇〇〇〇	〇〇研究科〇〇専攻准教授			〇%	〇〇大学
大学等	□□大学				
〇〇〇〇	〇〇研究科〇〇専攻准教授			〇%	△△大学
〇〇〇〇	〇〇研究科〇〇専攻ポスドク			〇%	△△大学

※ エフォートは、総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に従い記入してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

【補足事項】

- ・ 研究者等を一同に集めた「集中研方式」で実施する場合はその旨を記述してください。
- ・ その他、研究開発体制、参加者に関して、補足すべき事項がありましたら記述してください。

7. 研究開発の具体的な内容

作成者	〇〇株式会社 □□□□
-----	-------------

機関ごと(企業、大学等の順)にページを分けて記載してください。

作成者は当該機関の各とりまとめ者(開発リーダー、研究リーダー)としてください。

(複数企業・複数大学等が参画しているため、開発リーダー又は研究リーダーが所属していない機関の場合については、当該機関の代表となる研究開発参加者を作成者としてください。)

特に、ステージⅠ、Ⅱについては具体的に記述してください。

(1) 〇〇株式会社にて実施する研究開発項目及びその内容

【ステージⅠ】

① 研究開発項目：〇〇〇〇〇〇(5-①関連)
研究開発内容を具体的に記述してください。

「5. ステージ目標」に記載したステージ目標「①」に関連する場合、(5-①関連)と記載してください。

② 研究開発項目：〇〇〇〇〇〇(5-②関連)
研究開発内容を具体的に記述してください。

③ * * *に関する市場性調査(関連項目なし)
研究開発内容を具体的に記述してください。

【ステージⅡ】

④ 研究開発項目：〇〇〇〇〇〇(5-④関連)
研究開発内容を具体的に記述してください。

⑤ 研究開発項目：〇〇〇〇〇〇(5-⑤関連)
研究開発内容を具体的に記述してください。

:

【ステージⅢ】

⑥ 研究開発項目：〇〇〇〇〇〇(5-⑦関連)
研究開発内容を記述してください。

:

作成者	〇〇大学 □□□□
-----	-----------

機関ごと(企業、大学等の順)にページを分けて記載してください。
作成者は当該機関の各とりまとめ者(開発リーダー、研究リーダー)としてください。
(複数企業・複数大学等が参画しているため、開発リーダー又は研究リーダーが所属していない機関の場合については、当該機関の代表となる研究開発参加者を作成者としてください。)
特に、ステージⅠ、Ⅱについては具体的に記述してください。

(2) 〇〇大学にて実施する研究開発項目及びその内容

【ステージⅠ】

① 研究開発項目： 〇〇〇〇〇〇(5-②関連)
研究開発内容を具体的に記述してください。

② 研究開発項目： 〇〇〇〇〇〇(5-③関連)
研究開発内容を具体的に記述してください。

「5. ステージ目標」に記載したステージ目標「③」に関連する場合、(5-③関連)と記載してください。

【ステージⅡ】

③ 研究開発項目： 〇〇〇〇〇〇(5-④関連)
研究開発内容を具体的に記述してください。

④ 研究開発項目： 〇〇〇〇〇〇(5-⑥関連)
研究開発内容を具体的に記述してください。

：

【ステージⅢ】

⑤ 研究開発項目： 〇〇〇〇〇〇(5-⑧関連)
研究開発内容を記述してください。

：

(様式3)

8. 研究開発実施場所、既存設備・機器等

実施場所	〇〇株式会社 〇〇工場
所在地	
実施場所の責任者名	実施機関の代表研究者名又は開発者名
本研究開発で使用する 既存の設備・機器等	名称、台数、仕様について簡潔に記述してください

実施場所	〇〇大学〇〇学部 〇〇研究室
所在地	
実施場所の責任者名	
本研究開発で使用する 既存の設備・機器等	

※ 表が足りない場合は追加してください。

(様式3)

9. 研究開発実施予定表

(1) 研究開発実施予定表(全体概要版)

平成 23 度 1 月(平成 24 年 1 月)以降の計画を記載してください。

ステージの開始・終了は、3 月末終了、4 月開始としてください。

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	実施機関
ステージ区分	I	I	II	II	II	III	III	III		
研究開発項目										
7-(1)-① △△△△△△										〇〇企業
7-(1)-② *****										〇〇企業
7-(1)-③ ++++++										〇〇企業
7-(1)-④ ××××××										〇〇企業
7-(2)-① ++++++										〇〇大学
7-(2)-② ××××××										〇〇大学
:										

研究開発項目名は、簡略化してご記入ください。

研究開発項目の番号は、「7. 研究開発の具体的な内容」に記載した機関毎の研究開発項目の番号を示してください。

(様式3)

10. 研究開発費資金計画

(1) 全体

企画調査研究期間の
資金計画を記載してく
ださい。

(1)-1: 全体(JST 支出分のみ)

単位: 千円

科目	年度	H22 年度	H23 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	合計
		(1~3 月)	(4~12)	(1~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	
ステージ区分		I	I	I	I	II	II	II	III	III	III		
I 物品 費	設備備品費												
	消耗品費												
II 旅費													
III 人件費・謝金													
IV その他													
直接経費(I-IV)小計													(A)
間接経費 (〇%)													(B)
JST 支出分計													

※ 間接経費は、直接経費の最大30%を上限とします。また、間接経費(〇%)は、算出式「(B)÷(A)×100」より算出してください。

※ ステージⅢからはマッチングファンド形式となります。上記以外に、企業支出分(企業自己負担分)が必要となります。

※ 各科目とも、千円未満切り捨て。その他の端数処理は不可。

○ JST 支出分で購入予定の主要設備(機器名、概算価格、購入予定年度、購入予定の機関名)

(様式3)

企画調査研究期間の
資金計画を記載してく
ださい。

(1)-2: 全体(企業支出分のみ)

単位:千円

科目	年度	H22年度	H23年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	合計
		(1~3月)	(4~12)	(1~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	
ステージ区分		I	I	I	I	II	II	II	III	III	III		
I 物品 費	設備備品費	—	—	—	—	—	—	—					
	消耗品費	—	—	—	—	—	—	—					
II 旅費		—	—	—	—	—	—	—					
III 人件費・謝金		—	—	—	—	—	—	—					
IV その他		—	—	—	—	—	—	—					
JST 支出分計		—	—	—	—	—	—	—					

※ ステージⅢからはマッチングファンド形式となります。ステージⅢにおける企業支出分について記述してください。

※ 各科目とも、千円未満切り捨て。その他の端数処理は不可。

○ 企業支出分で購入予定の主要設備(機器名、概算価格、購入予定年度、購入予定の機関名)

(様式3)

(2)機関別資金計画(JST 支出分のみ)

(2)-1: ○○株式会社

企画調査研究期間の
資金計画を記載してく
ださい。

単位:千円

科目		年度	H22 年度 (1~3月)	H23 年度 (4~12)	H23 年度 (1~3)	H24 年度 (4~3)	H25 年度 (4~3)	H26 年度 (4~3)	H27 年度 (4~3)	H28 年度 (4~3)	H29 年度 (4~3)	H30 年度 (4~3)	H31 年度 (4~3)	合計
ステージ区分			I	I	I	I	II	II	II	III	III	III		
I 物品 費	設備備品費													
	消耗品費													
II 旅費														
III 人件費・謝金					・実施機関ごと(企業、大学等の順)に記述してください。 ・参加企業が複数存在し、表、ページが足りない場合は、 表・ページを追加し、記入してください。									
IV その他														
直接経費(I-IV)小計														
間接経費(○%)														(B)
JST 支出分計														

(2)-2: ○○大学

単位:千円

科目		年度	H22 年度 (1~3月)	H23 年度 (4~12)	H23 年度 (1~3)	H24 年度 (4~3)	H25 年度 (4~3)	H26 年度 (4~3)	H27 年度 (4~3)	H28 年度 (4~3)	H29 年度 (4~3)	H30 年度 (4~3)	H31 年度 (4~3)	合計
ステージ区分			I	I	I	I	II	II	II	III	III	III		
I 物品 費	設備備品費													
	消耗品費				※ 間接経費は、直接経費の最大30%を上限とします。また、間接経費(○%)は、算出式「(B)÷(A)×100」よ り算出してください。 ※ 各科目とも、千円未満切り捨て。その他の端数処理は不可。 ・実施機関ごと(企業、大学等の順)に記述してください。 ・参加企業が複数存在し、表、ページが足りない場合は、表・ページを追加し、記入してください。									
II 旅費														
III 人件費・謝金														
IV その他														
直接経費(I-IV)小計														(A)
間接経費(○%)														(B)
JST 支出分計														

(様式3)

(3)機関別資金計画(企業支出分のみ)

(3)-1: ○○株式会社

単位:千円

科目	年度	H22年度	H23年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	合計
		(1~3月)	(4~12)	(1~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	(4~3)	
ステージ区分		I	I	I	I	II	II	II	III	III	III		
I 物品費	設備備品費	—	—	—	—	—	—	—					
	消耗品費	—	—	—	—	—	—	—					
II 旅費		—	—	—	—	—	—	—					
III 人件費・謝金		—	—	—	—	—	—	—					
IV その他		—	—	—	—	—	—	—					
JST 支出分計		—	—	—	—	—	—	—					

※ ステージⅢからはマッチングファンド形式となります。ステージⅢにおける企業支出分について記述してください。

※ 各科目とも、千円未満切り捨て。その他の端数処理は不可。

・実施機関毎に記述してください。
・参加企業が複数存在し、表、ページが足りない場合は、
表・ページを追加し、記入してください。

(様式4)

特許・論文等リスト

1. 知的財産の詳細

本提案におけるシーズ(※)が知的財産権の場合、重要な順に5件以内、以下について記述してください。

発明の名称	
出願番号／特許番号	
出願日	
出願人	
発明者	
分類	該当する番号を1つだけ記載してください。 A:新しい原理や現象の発見に基づく研究成果に係わる特許 B:機能性新規物質についての研究成果に係わる特許 C:新規プロセス・方法に関する研究成果に係わる特許 D:新規メカニズム・システムに関する研究成果に係わる特許
関連する請求項	請求項が多数(11個以上)ある場合、本提案に最も関連する請求項の番号を10個以下で記載してください。

※ シーズとは、特許(出願中のものも含む)等の知的財産をはじめ、ノウハウ、論文、データベース、化合物ライブラリ等の有用な研究成果をいいます。

※ 表が足りない場合は、追加してください。

※ 基本的な知的財産権の出願人・発明者記載ページを含めて明細書を各1部ご提出ください。特許公報も可です。

(様式4)

2. シーズに関する研究者の論文等

本提案におけるシーズ(※)に関連する論文等について、重要な順に5件以内、以下について記述してください。

1	論文名:タイトル 雑誌名、頁、年:J. of ○○○ Tech., vol. 3, 1234-1239, 2005 著者名:kagaku ichiro, gijutsu hanako
200~300文字程度で概要を記述してください。	
2	総説:タイトル ○○と産業(出版社) 2004, 321-333 著者名:科技振子
3	
4	
5	

※ シーズとは、特許(出願中のものも含む)等の知的財産をはじめ、ノウハウ、論文、データベース、化合物ライブラリ等の有用な研究成果をいいます。

他の事業・制度への応募、実施等

(1) JST内で行っている事業への申込の有無(現在及び過去3年以内)

有 無

応募者(開発リーダー、研究リーダー)が、現在、JSTから受けている委託研究・助成金等(現在応募中のものを含む)や過去に受けた委託研究・助成金等(3年以内)がある場合は、本提案と重複した内容かどうかにかかわらず、「有」にチェックし、その事業・制度名、課題名、研究代表者名、実施期間、予算規模、研究代表者名、今回の提案に関連する参加者名、今回の提案課題との関連を正確に記述してください。

事業・制度名	*****事業
課題名	〇〇〇〇に関する研究
研究代表者名	〇〇〇〇
実施期間	平成18年度～平成22年度
予算規模	〇〇千円(実施期間における総計)
開発リーダー、研究リーダーへのH22年度配分額	開発リーダー(H22年度の配分額 △△千円) 研究リーダー(H22年度の配分額 △△千円)
今回の提案課題との関連	(簡潔に記述してください)

※ 表が足りない場合は、追加してください。

(2) JST以外のお制度への申込の有無(現在及び過去3年以内)

有 無

応募者(開発リーダー、研究リーダー)が、現在、他制度(官公庁、独立行政法人、公益法人等)から受けている委託研究・助成金等(現在応募中のものを含む)、過去に受けた委託研究等(3年以内)がある場合、その制度の実施機関名、制度(事業)名、課題名、実施期間(予定含む)、予算規模、研究代表者名、今回の提案に関連する参加者名、今回の提案課題との関連を正確に記述してください。

制度実施機関名	〇〇機構
事業・制度名	*****事業
課題名	〇〇〇〇に関する開発
研究代表者名	〇〇〇〇
実施期間	平成17年度～平成21年度
予算規模	△△千円
開発リーダー、研究リーダーへのH22年度配分額	開発リーダー(不参加) 研究リーダー(終了のため該当なし)
今回の提案課題との関連	(簡潔に記述してください)

※ 表が足りない場合は、追加してください。

倫理面への配慮

○本様式は、組換えDNA実験、遺伝子治療臨床研究、特定胚を取り扱う研究、ヒトES細胞の研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、疫学研究、臨床研究に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。以下の事項について記入してください。

①提案する課題の内容が、上記の研究に該当すると疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

②動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

該当がない場合も、その旨を記入してください。

特殊用語等の説明

用語	説明
	本提案書で使用している業界用語、専門用語及び略語等の特殊用語のうち、研究を総合的に把握するうえで必要と思われるものについて、簡単な解説をわかりやすく記入してください。

開発リーダー データ

氏名	
生年月日	1950/0/0
所属機関・部署・ 役職	
最終学歴	
専門分野	
研究・開発経歴 (必要に応じ、主 な研究論文・著 書、知的財産権 等も記載くださ い。)	

※ 本ページは A4 版 1 枚で作成してください。

研究リーダー データ

氏名	
生年月日	1950/0/0
所属機関・部署・ 役職	
最終学歴	
専門分野	
研究・開発経歴 (必要に応じ、主 な研究論文・著 書、知的財産権 等も記載くださ い。)	

※ 本ページは A4 版 1 枚で作成してください。

企業概要

平成 年 月 日現在

企業名	株式会社 ○○○○		上場	有(9999年99月)・無			
本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号		設立年月	9999年99月			
工場	本社工場(○○市)、□□工場(□□市)など		研究所	有・無			
役員	(社長)○○○○○ (役員○○名)		社員数	○○○名 (研究開発要員○名)			
ホームページ	http://						
事業内容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発						
主要株主	○○○○(%)、□□□□(%)、△△△△(%)						
主要取引銀行	○○銀行△△支店、□□銀行▽▽支店						
主要関係会社	株式会社 ○○○○(販売会社)						
研究開発実績 研究開発能力	<p>記入例)平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。)</p> <p>□□研究所、▽▽株とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。)</p> <p>技術分野のキーワード ご自由に記述ください。</p>						
経営状況と 見通し	<p>記入例)</p> <p>①当社は○○○のメーカーであり、当該分野では◎◎◎等は他の追随を許さぬ製品となっている。(…等、貴社の得意面を記述してください。以下同様。)</p> <p>②業績面については、主要需要先である△△△が、▽▽▽の東南アジア向けの市場拡大に支えられ高水準で推移したため、平成☆年☆月期売上高で対前期比○○%増の□□百万円を計上した。また、損益面については新製品の販売を開始、原価低減活動により経常利益で対前年比○○%増の□□百万円を計上した。</p> <p>③新製品(○○)の販売拡大等により増収、増益となる見通しである。</p>						
JST等との 関係	JST あるいは官公庁、公益法人等から受託研究、補助金等の実績があれば、主なものについて記入してください。						
決算期	平成n-2年 月期	指数	平成n-1年 月期	指数	平成n年 月期	指数	
財政状態	資本金	A 百万円	100	a 百万円	a/A×100	a' 百万円	a'/A×100
	自己資本	B 百万円	100	b 百万円	b/B×100	b' 百万円	b'/B×100
	総資産	C 百万円	100	c 百万円	c/C×100	c' 百万円	c'/C×100
経営状態	売上高	D 百万円	100	d 百万円	d/D×100	d' 百万円	d'/D×100
	経常利益	E 百万円	100	e 百万円	e/E×100	e' 百万円	e'/E×100
	当期利益	F 百万円	100	f 百万円	f/F×100	f' 百万円	f'/F×100
財務比率分析	自己資本比率	B/C	%	b/c	%	b'/c'	%
	経常利益率①	E/D	%	e/d	%	e'/d'	%
	経常利益率②	E/C	%	e/c	%	e'/c'	%
	研究開発費 研究開発費率③	G 百万円 G/D	%	g 百万円 g/d	%	g' 百万円 g'/d'	%
	配当率		%		%		%
特記事項	特に伝えるべきと判断される事柄があれば記述してください。						

※ 経常利益率①は対売上高、経常利益率②は対総資産、研究開発費率③は対売上高で記入ください。

※ 参画企業が複数存在する場合は、ページを追加して、企業数分記述してください。

提案書類チェックシート

様式	提案書類・必要作業等	提出枚(部)数 (郵送分)	チェック欄	
			e-Rad (word 版)	郵送
	e-Rad への応募データの入力		<input type="checkbox"/>	
様式1	課題提案書		<input type="checkbox"/>	
様式2	提案課題の概要		<input type="checkbox"/>	
様式3F	企画調査研究の構想		<input type="checkbox"/>	
様式3	研究開発構想		<input type="checkbox"/>	
様式4	特許・論文等リスト		<input type="checkbox"/>	
様式5類	・様式5-1		<input type="checkbox"/>	
	・様式5-2		<input type="checkbox"/>	
	・様式5-3		<input type="checkbox"/>	
	・様式5-4		<input type="checkbox"/>	
	・様式5-5		<input type="checkbox"/>	
様式6	企業概要		<input type="checkbox"/>	
	特許明細書又は特許公報(※1)	各1部		<input type="checkbox"/>
	企業パンフレット(※2)	各1部		<input type="checkbox"/>
	決算報告書(直近3期) or 有価証券報告書(直近3期)(※3)	1部		<input type="checkbox"/>

※1: 最大5件まで、各1部。

※2: 参画する全ての企業パンフレットを各1部。

※3: 開発リーダーの所属機関についてのみ1部。

※ 提案書類については漏れがないかチェックの上、提出してください。なお、提案書類に不足・不備がある場合は要件不備とみなしますのでご注意ください。

※ 本紙(チェックシート)は、提出の必要はありません。

※ 様式1~6全てを1つのファイル(Word版)にまとめてアップロードしてください。

(参考1)研究開発データベース・重点研究分野コード表

番号	重点研究分野	研究区分	番号	重点研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム	0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0102	ライフサイエンス	医学・医療	0502	エネルギー	原子力エネルギー
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術	0503	エネルギー	自然エネルギー
0104	ライフサイエンス	脳科学	0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス	0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0106	ライフサイエンス	環境・生態	0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0107	ライフサイエンス	物質生産	0589	エネルギー	共通基礎研究
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究	0599	エネルギー	その他
0199	ライフサイエンス	その他	0601	ものづくり技術	高精度技術
0201	情報通信	高速ネットワーク	0602	ものづくり技術	精密部品加工
0202	情報通信	セキュリティ	0603	ものづくり技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0203	情報通信	サービス・アプリケーション	0604	ものづくり技術	環境負荷最小化
0204	情報通信	家電ネットワーク	0605	ものづくり技術	品質管理・製造現場安全確保
0205	情報通信	高速コンピューティング	0606	ものづくり技術	先進的ものづくり
0206	情報通信	シミュレーション	0607	ものづくり技術	医療・福祉機器
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置	0608	ものづくり技術	アセンブリプロセス
0208	情報通信	入出力 *1	0609	ものづくり技術	システム
0209	情報通信	認識・意味理解	0689	ものづくり技術	共通基礎研究
0210	情報通信	センサ	0699	ものづくり技術	その他
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価	0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0212	情報通信	ソフトウェア	0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0213	情報通信	デバイス	0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0289	情報通信	共通基礎研究	0704	社会基盤	事故対策技術
0299	情報通信	その他	0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0301	環境	地球環境	0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0302	環境	地域環境	0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0303	環境	環境リスク	0722	社会基盤	広域地域研究
0304	環境	循環型社会システム	0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0305	環境	生物多様性	0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0389	環境	共通基礎研究	0725	社会基盤	バリアフリー
0399	環境	その他	0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)	0789	社会基盤	共通基礎研究
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)	0799	社会基盤	その他
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス	0801	フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
0404	ナノテク・材料	ナノ医療	0802	フロンティア	宇宙開発利用
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー	0821	フロンティア	海洋科学
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用	0822	フロンティア	海洋開発
0407	ナノテク・材料	表面・界面	0889	フロンティア	共通基礎研究
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準	0899	フロンティア	その他
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス	0900	人文・社会	
0410	ナノテク・材料	基礎物性	1000	自然科学一般	
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション			
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料			
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究			
0499	ナノテク・材料	その他			

*1: 情報通信システムとの入出力を容易にする技術。ただし、研究区分番号 209~211 を除く。

(参考2)研究キーワード表

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
001	遺伝子	044	暗号・認証等	087	環境分析
002	ゲノム	045	セキュア・ネットワーク	088	公害防止・対策
003	蛋白質	046	高信頼性ネットワーク	089	生態系修復・整備
004	糖	047	著作権・コンテンツ保護	090	環境調和型農林水産
005	脂質	048	ハイパフォーマンス・コンピューティング	091	環境調和型都市基盤整備・建築
006	核酸	049	ディベンダブル・コンピューティング	092	自然共生
007	細胞・組織	050	アルゴリズム	093	政策研究
008	生体分子	051	モデル化	094	磁気記録
009	生体機能利用	052	可視化	095	半導体超微細化
010	発生・分化	053	解析・評価	096	超高速情報処理
011	脳・神経	054	記憶方式	097	原子分子処理
012	動物	055	データストレージ	098	走査プローブ顕微鏡(STM、AFM、STS、SNOM、他)
013	植物	056	大規模ファイルシステム	099	量子ドット
014	微生物	057	マルチモーダルインターフェース	100	量子細線
015	ウイルス	058	画像・文章・音声等認識	101	量子井戸
016	行動学	059	多言語処理	102	超格子
017	進化	060	自動タブ付け	103	分子機械
018	情報工学	061	バーチャルリアリティ	104	ナノマシン
019	プロテオーム	062	エージェント	105	トンネル現象
020	トランスレーショナルリサーチ	063	スマートセンサ情報システム	106	量子コンピュータ
021	移植・再生医療	064	ソフトウェア開発効率化・安定化	107	DNA コンピュータ
022	医療・福祉	065	ディレクトリ・情報検索	108	スピニエレクトロニクス
023	再生医学	066	コンテンツ・アーカイブ	109	強相関エレクトロニクス
024	食品	067	システムオンチップ	110	ナノチューブ・フラーレン
025	農林水産物	068	デバイス設計・製造プロセス	111	量子閉じ込め
026	組換え食品	069	高密度実装	112	自己組織化
027	バイオテクノロジー	070	先端機能デバイス	113	分子認識
028	痴呆	071	低消費電力・高エネルギー密度	114	少数電子素子
029	癌	072	ディスプレイ	115	高性能レーザー
030	糖尿病	073	リモートセンシング	116	超伝導材料・素子
031	循環器・高血圧	074	モニタリング(リモートセンシング以外)	117	高効率太陽光発電材料・素子
032	アレルギー・ぜんそく	075	大気現象	118	量子ビーム
033	感染症	076	気候変動	119	光スイッチ
034	脳神経疾患	077	水圏現象	120	フォトニック結晶
035	老化	078	土壌圏現象	121	微小共振器
036	薬剤反応性	079	生物圏現象	122	テラヘルツ/赤外材料・素子
037	バイオ関連機器	080	環境質定量化・予測	123	ナノコンタクト
038	フォトニックネットワーク	081	環境変動	124	超分子化学
039	先端的通信	082	有害化学物質	125	MBE、エピタキシャル
040	有線アクセス	083	廃棄物処理	126	1分子計測(SMD)
041	インターネット高度化	084	廃棄物再資源化	127	光ピンセット
042	移動体通信	085	大気汚染防止・浄化	128	(分子)モーター
043	衛星利用ネットワーク	086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化	129	酵素反応

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
130	共焦点顕微鏡	176	土砂災害	222	走行支援道路システム(AHS)
131	電子顕微鏡	177	集中豪雨	223	交通需要マネージメント
132	超薄膜	178	高潮	224	バリアフリー
133	エネルギー全般	179	洪水	225	ユニバーサルデザイン
134	再生可能エネルギー	180	火災	226	輸送機器
135	原子力エネルギー	181	自然災害	227	電子航法
136	太陽電池	182	自然現象観測・予測	228	管制
137	太陽光発電	183	耐震	229	ロケット
138	風力	184	制震	230	人工衛星
139	地熱	185	免震	231	再使用型輸送系
140	廃熱利用	186	防災	232	宇宙インフラ
141	コージェネレーション	187	防災ロボット	233	宇宙環境利用
142	メタンハイドレート	188	減災	234	衛星通信・放送
143	バイオマス	189	復旧・復興	235	衛星測位
144	天然ガス	190	救命	236	国際宇宙ステーション(ISS)
145	省エネルギー	191	消防	237	地球観測
146	新エネルギー	192	海上安全	238	惑星探査
147	エネルギー効率化	193	非常時通信	239	天文
148	二酸化炭素排出削減	194	危機管理	240	宇宙科学
149	地球温暖化ガス排出削減	195	リアルタイムマネージメント	241	上空利用
150	燃料電池	196	国土開発	242	海洋科学
151	水素	197	国土整備	243	海洋開発
152	電気自動車	198	国土保全	244	海洋微生物
153	LNG車	199	広域地域	245	海洋探査
154	ハイブリッド車	200	生活空間	246	海洋利用
155	超精密計測	201	都市整備	247	海洋保全
156	光源技術	202	過密都市	248	海洋資源
157	精密研磨	203	水資源	249	深海環境
158	プラズマ加工	204	水循環	250	海洋生態
159	マイクロマシン	205	流域圏	251	大陸棚
160	精密部品加工	206	水管理	252	極地
161	高速プロトタイピング	207	淡水製造	253	哲学
162	超精密金型転写	208	渇水	254	心理学
163	射出成型	209	延命化	255	社会学
164	高速組立成型	210	長寿命化	256	教育学
165	高速伝送回路設計	211	コスト縮減	257	文化人類学
166	微細接続	212	環境対応	258	史学
167	—	213	建設機械	259	文学
168	ヒューマンセンタード生産	214	建設マネージメント	260	法学
169	複数企業共同生産システム	215	国際協力	261	経済学
170	品質管理システム	216	国際貢献		
171	低エントロピー化指向製造システム	217	地理情報システム(GIS)		
172	地球変動予測	218	交通事故		
173	地震	219	物流		
174	火山	220	次世代交通システム		
175	津波	221	高度道路交通システム(ITS)		

11. 産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】

(S-イノベ)Q&A

(制度のしくみ)

Q 本制度は、補助金・助成金制度ですか。

A 補助金・助成金制度ではありません。JST と各機関の間で個別に締結する委託研究開発契約に基づき、研究開発を実施していただく制度です。

Q プログラムディレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)の位置付け及び役割は何ですか。

A プログラムディレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)とは、競争的資金制度として本制度を適正かつ円滑に実施するために、本制度の適切な運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。なお、プログラムディレクター(PD)は制度全体の方針や運営等を統括し、プログラムオフィサー(PO)は各研究開発テーマの運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の取りまとめを行います。

(応募について)

Q CREST、さきがけ等に採択されていないと応募できないのですか。

A 応募できます。CREST、さきがけ等のJST事業における採択実績に関係なく、応募可能です。

Q 同一の研究開発テーマで来年度も募集しますか。

A 原則、同一研究開発テーマでの提案課題の募集は当該年度のみです。

(応募の要件)

Q プロジェクトマネージャー(PM)は、開発リーダー、研究リーダーのどちらから選出するのですか。

A 開発リーダー、研究リーダーのどちらからでも構いません。ただし、当該課題の研究開発をマネジメントし、実用化に向けて研究開発チームを牽引できる人物を選出してください。

Q 企業単独での応募は可能ですか。又は、大学単独での応募も可能ですか。

A 企業単独、大学単独での応募は不可です。必ず、企業と大学等の共同申請で、応募してください。

(応募者の要件)

Q 研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも応募者(開発リーダー、研究リーダー)として応募は可能ですか。

A 研究開発期間中、国内の企業又は大学等において、自らが研究開発実施体制をとれるのであれば可能です。

(応募者の要件)

Q プログラムオフィサー(PO)とどのような利害関係にある場合、選考対象から除外されるのですか。

A プログラムオフィサー(PO)と開発リーダー又は研究リーダーが下記の関係にあるとJSTが認める場合には、選考対象から除外されます。

- ① プログラムオフィサー(PO)が開発リーダー又は研究リーダーと親族関係にある場合。
- ② プログラムオフィサー(PO)が研究リーダーと大学・国研・独立行政法人等の研究機関において同一の研究室・研究グループ等の最小単位組織に所属している場合。又は、プログラムオフィサー(PO)が開発リーダーと同一の企業に所属している場合。

(重複応募)

Q 本制度に複数応募することは可能ですか。また、現在、JSTの他事業に採択され、研究実施していますが、本プログラムに応募することは可能ですか。

A 本制度の平成22年度の提案課題の公募に関して、JSTの関連事業(JST事業)との間で、以下の通り重複応募についての一定の制限等があります。

- ① 今回公募する研究開発テーマを通じて、開発リーダー又は研究リーダーとしては、課題提案の応募を1件のみ行うことができます。
- ② 現在、次の立場にある方は、原則として研究リーダーとして、応募しないでください。(当該研究課題等の研究期間が、平成22年度内に終了する場合を除く。)

- ・ 戦略的創造研究推進事業 さきがけの研究者
- ・ 産学イノベーション加速事業【戦略的イノベーション創出推進】(S-イノベ) 研究リーダー(※)

※ 研究開発ステージがⅡ及びⅢの場合を除く。

- ③ 平成22年度の本制度への応募が採択候補となった結果、JSTが運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としての研究課題等への参加が複数となった場合には、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を1件選択する等の調整を行うことがあります。(平成21年度以前に採択された研究課題等で当該研究期間等が、平成22年度内に終了する場合を除きます。)

(研究開発期間)

Q ステージⅡ、又はステージⅢから開始する研究開発課題の提案は可能ですか。

A ステージⅡから研究開発を開始する提案は可能です。ステージⅢから研究開発を開始する提案は不可です。

Q ステージⅡまでに終了する研究開発課題の提案は可能ですか。

A 不可です。ステージⅢまでの研究開発課題の提案を行ってください。

Q 提案可能な研究開発期間は何年ですか。5年以下の研究開発課題の提案も可能ですか。

A 研究開発期間は年度単位で最長10年度となります。提案課題が研究開発テーマの設定趣旨に基づいており、かつステージⅡから研究開発を開始する場合、最短5年度の提案も可能です。なお、提案の際には、各研究開発テーマの設定趣旨を踏まえたうえで、研究開発期間を設定してください。

各ステージの期間の目安は以下となります。

ステージⅠ：2～3年度

ステージⅡ：3～4年度

ステージⅢ：2～3年度

(研究開発費)

Q 研究開発費の上限はいくらですか。

A 研究開発費の上限は、間接経費を含め、1課題あたり年間7千万円程度です。

なお、プログラムオフィサー(PO)の判断によって、研究開発チーム間で予算額の傾斜配分・重点配分を行う可能性もあります。

Q 間接経費は、契約を締結する全ての機関に支払われるのですか。

A 間接経費は、直接経費の30%を上限として、委託研究開発契約を締結する全ての機関に対してお支払いします。

Q 間接経費は、どのような用途に支出できますか。

A 間接経費は、本制度に採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。間接経費の主な用途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成17年3月23日、競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

－施設管理・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

等

2) 研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －特許関連経費
 - －研究棟の整備、維持及び運営経費
 - －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - －設備の整備、維持及び運営経費
 - －ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - －図書館の整備、維持及び運営経費
 - －ほ場の整備、維持及び運営経費
- 等

3)その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費
- 等

このほか、機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断する経費が対象となりますが、直接経費としての充当が適当なものは対象外となります。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類(※)を、当該委託研究開発契約の終了後5年間適切に保管しておく必要があります。

※証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません(契約単位ごとの区分経理は必要ありません)。

Q 研究開発に係る打ち合わせのための旅費は、支出できますか。

A 研究開発を遂行するために必要な打ち合わせ等に係るものであれば、支出することができます。

Q 学会への参加のための旅費、参加費を支出できますか。

A 研究開発の内容と直接関連する学会、又は、研究開発の成果の発表等を行うための学会への参加費及び旅費は、必要最小限の人数分に対して支出できます。ただし、学会の年会費、食事代、懇親会費は支出できません。

Q 人件費は支出できますか。

A 下記の人件費については支出が可能です。

- ① 大学等における研究開発に従事するポスドク及び研究補助員(学生アルバイト含む)等の従事率に応じた雇用等に要する人件費。
- ② 企業に直接雇用され、研究開発に従事する研究者の従事率に応じた人件費。

(例) 企業に所属する開発リーダー、研究者、開発補助員

人件費の算出にあたっては、企業内の賃金支給規則によるなど、妥当な根拠に基づき、業務の内容に応じた単価を設定する必要があります。さらにその根拠についての証拠書類、及び従事率を示す勤務管理簿などの証拠書類を、JSTに提出していただく必要があります。

なお、単価の設定が社会通念上、許容される範囲を超えているとJSTが判断した場合、人件費の支出として認められない場合もあります。

また、人材派遣に係る経費として、人材派遣会社から派遣される研究員の受入に係る従事率に応じた経費についての支出も可能です。

Q 外部企業等への外注や再委託は可能ですか。

A 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。

研究開発要素が含まれる再委託は、プログラムオフィサー(PO)が認める場合に限り、可能とします。再委託が必要となる場合は、速やかにJSTまでご相談ください。

外注費と再委託費の合計は原則として、各年度の研究開発費(直接経費)の額の50%以内とします。50%を超える場合は、事前にJSTの承認を得ることが必要です。

Q 支出できない直接経費には、具体的にどのようなものがありますか。

A 研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費として支出することができません。

- ① 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ② 研究開発実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究開発の核心にあたる研究を第三者に再委託する経費(ただし、物性評価等、研究効率向上のための委託は除く)
- ④ 各種大学、独立行政法人、地方公設機関等のうち、私学助成や運営費交付金等で国から人件費が措置されている方の人件費
- ⑤ 研究開発の従事者(時間給含む)以外の人件費
(例)事務員の人件費
- ⑥ 学会等の年会費、食事代、懇親会費
ただし、関連する学会への参加費、旅費は支出することができます。
- ⑦ 合理的な説明のできない経費

(例)研究開発期間内での消費見通しを越えた極端に大量の消耗品購入のための経費

Q MOT や MBA 等の教育に研究開発費を支出できますか。

A MOT や MBA 等の教育に研究開発費から一定額の支出が可能な場合があります。詳しくは、JSTまでお問い合わせください。

Q 研究開発費を繰越して次年度に使用することはできますか。

A 大学等の非営利機関が複数年度契約を締結し、次年度も契約期間が継続している場合には、繰越しを行うことが可能です。この場合、JSTへの返金を行わず研究機関に研究資金を残したままの繰越しを可能としていること、一定の要件を満たすことで、研究機関の判断に基づく繰越しを可能としていること等、手続きを簡便なものとしています。

(マッチングファンド形式)

Q マッチングファンド形式とは何ですか。

A 研究開発の実施において、企業とJSTが研究開発費を提供しあうことです。

Q いつからマッチングファンド形式になるのですか。

A ステージⅢからマッチングファンド形式になります。

Q マッチングファンド形式における研究開発費の算出方法を教えてください。

A ステージⅢでは、JSTは、企業が自己負担する研究開発費のうち、直接経費に該当する額に間接経費を加えた額を上限として、研究開発チームに研究開発費を支出します(中堅・中小企業(※)の場合、企業が自己負担する研究開発費のうち、直接経費に該当する額の2倍に間接経費を加えた額を上限)。

※ステージⅢ開始時の資本金が10億円以下の企業をいいます。

ただし、上記の方法で算出した額が、7千万円を超える場合、JSTは1研究開発チームあたり最大7千万円程度を上限に研究開発費を支出します。

なお、企業側からの支出とみなせる資金は、「4.(2)研究開発費(直接経費)」に該当する経費(設備備品費、消耗品費、人件費等)であり、かつその支出を証明できるものとしします。

Q マッチングファンド形式における費用分担の参考例を教えてください。

A ステージⅢにおける研究開発費の費用分担の参考例を以下の表に示します。

JST が1研究開発チーム(大学等、企業)に支出する直接経費額(塗り潰し箇所の合計)は、企業自己負担(太枠)の同額までとなります(中堅中小企業の場合は、2倍まで)。ただし、JST が支出する間接経費を含めて、1研究開発チームあたり7千万円程度までとします。

(例)

	JST 支出分		企業自己負担分	計
	大学等	企業		
直接経費	2,000万円	3,000万円	5,000万円	10,000万円
間接経費(直接経費の上限30%)	600万円	900万円		1,500万円
小計	2,600万円	3,900万円		
計	6,500万円		5,000万円	11,500万円

上記例の場合、企業自己負担(5,000万円)に対して、JST は最大 6,500 万円まで支出します。)

(応募方法・e-Rad)

Q 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。

A 必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究開発チームに参画する全ての機関との間で委託研究開発契約を締結することになりますので、本応募に関してそれぞれの機関において事前了解を得ていることが必要です。

Q 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募において、事務代表者、研究代表者は、どのような人になるのですか。

A (事務代表者)

応募する企業又は大学等で1名、e-Rad に係る事務を代表する方のことです。事務代表者は、e-Rad への企業・大学等の登録、事務分担者及び研究者の情報の管理等を行います。(事務分担者は置かないことも可能です。)(事務代表者の例：総務部長、総務課長 等)

(研究代表者)

一件の応募につき1名、応募する際に代表者となる方で、e-Rad による応募等を行います。(応募に先立ち、事務代表者により e-Rad に登録されている必要があります。) 研究代表者は、本制度における「プロジェクトマネージャー(PM)」に該当します。なお、研究代表者は、採択された場合は公開が予定されている(※)ことをご留意ください。

※採択された個々の課題に関する情報(制度名、課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関

する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜 JST のホームページにおいて公開します。

Q 提案書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したい場合、どのようにすればよいのですか。

A (電子申請)

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による電子申請、提案書類の提出方法等の詳細については同システムの研究者用マニュアルを参照ください。

このマニュアルは、下記ホームページの「研究者向けページ」よりダウンロードできます。<http://www.e-rad.go.jp/>

(郵送書類)

提出期間終了後の提案書類の差し替えは、固くお断りします。

Q 提案書類を直接持参し提出することは可能ですか。また電子メール、FAXによる提出は可能ですか。

A 持参、FAX又は電子メールによる提出は一切受け付けません。提案書類は、必ず府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でアップロードすることで提出してください。一部の郵送の必要な書類についても「郵送又は宅配便(バイク便含む)(着払い不可)」で提出してください。なお、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに問い合わせ先までお知らせください。

Q 提案書類の受領書はもらえますか。

A JST は、提案書類の受領書を発行しません。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば受理されたこととなります。郵送の必要な書類については、配達されたことが証明できる、簡易書留又は宅配便(バイク便含む)を用いて提出してください。

Q 提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行くことは可能ですか。

A 直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはメール、FAX 又は電話によりお願いします。

(審査)

Q 審査の経緯を教えてください。

A 審査については、公平性の観点から非公開で行います。また、審査経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

Q 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできますか。

A 審査の結果については、採否にかかわらず全課題のプロジェクトマネージャー (PM) に対して通知する予定です。その際、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。なお、審査期間中は審査の経過は通知いたしませんし、問い合わせにも応じられません。

Q 面接審査の日程の都合がつかない場合、代理に面接審査を受けさせてもいいですか。あるいは、面接審査の日程を変更してもらうことはできますか。

A 面接には、開発リーダー及び研究リーダーの2名は必ず出席してください。また、面接審査の日程の変更はできません。面接審査の日時については、定まり次第、JST のホームページ (<http://www.jst.go.jp/s-innova/>) によりお知らせいたしますので、ご確認ください。

(取得財産の管理)

Q 取得した設備等財産の所有権は、誰に帰属するのですか。

A JST が支出する研究開発費により、大学等が取得した設備等については大学等に帰属させることが可能です。研究開発実施企業が取得した設備等の所有権は JST に帰属し(企業には帰属しません。)、20万円以上の物品は固定資産扱いとなります。

企業が取得した設備等は、研究開発期間中は JST から企業に対して無償で貸与し、研究開発期間終了後は固定資産税相当額で有償貸与となります。また、有償貸与期間後は原則として、企業が設備等をその時点での簿価で買い取っていただくこととなります。なお、これら設備等は、企業における善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。(研究開発期間中及び有償貸与期間中は、研究開発以外の業務に使用することはできません。)

(知的財産の帰属等)

Q 新しく特許を取得する場合、JST は権利を持つのですか。

A 研究開発により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権等)については、産業技術力強化法第19条の条文(日本版バイドール条項)を適用し、同法第19条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属します。

なお、研究開発成果の実用化や社会還元に資する円滑な活用を推進するために、研究開発において得られた知的財産権については、同一研究開発テーマのプロジェクトマネージャ(PM)との協議を踏まえ、プログラムオフィサー(PO)が定める、研究開発チーム間での取扱い(例えば、相互ライセンスなど)に従っていただきます。

(研究開発計画・実施体制の変更)

Q 研究開発期間中に研究開発計画を変更したい場合はどうすればよいのですか。

A 研究開発期間中に研究開発計画の変更が必要となった場合は、プロジェクトマネージャー(PM)を通じて、速やかに JST にご相談ください。プログラムオフィサー(PO)の指示の下、判断いたします。

Q 提案書類に記載した研究開発実施体制を、面接時あるいは研究開発期間中に変更することはできますか。

A 提案書類に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう提案時に慎重に検討ください。なお、採択時又は採択後にプログラムオフィサー(PO)の指示により変更を依頼することはあります。

研究開発期間中にプロジェクトマネージャー(PM)の変更など体制を変更したい場合は、速やかに JST にご連絡ください。プログラムオフィサー(PO)の指示の下、判断いたします。

Q 研究開発期間中、研究リーダーに、人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 研究リーダーの異動元、異動先の合意の下、異動先において、当該研究開発が支障なく継続できる条件で研究開発の継続は可能です。ただし、異動等が発生する場合、速やかに JST にご連絡ください。

Q 研究開発期間中、研究リーダーが、移籍などの事由により所属機関が変更となった場合、研究開発費で取得した設備等を変更後の所属機関に移動することはできますか。

A 研究リーダーの異動元、異動先の合意の下、当該研究開発費で取得した設備等の移動は可能です。

Q 研究開発を途中で中止することはできますか。

A 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、実施機関の都合により途中で研究開発を中止することはできません。実施機関の都合により中止する場合、支出した研究開発費の返還を求める場合があります。なお、研究開発期間中、JST が研究開発の進捗状況、成果等を勘案し、研究開発の中止を判断することがあります。

(研究成果等の報告及び発表)

Q 研究開発成果等についてどのような報告書を作成する必要があるのですか。

A プロジェクトマネージャー(PM)には完了報告書を提出していただきます。また研究開発チームの各機関には契約関連の各報告書を提出していただきます。

Q 成果の発表とは、具体的にどのようなことをする必要あるのですか。

A 研究開発により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、研究開発期間終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST の了解を取るとともに、本制度による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

(研究開発期間終了後)

Q 研究開発で得られた成果の展開について、JST はどのように考えていますか。

A 実用化に向けて、引き続き研究開発を進めていただくことをお願いします。その際、JST の諸事業や他府省の事業・制度を活用することができます。

Q 研究開発期間終了後、協力すべき調査はありますか。

A 研究開発期間終了後、追跡調査(フォローアップ)を行います。その他必要に応じて進捗状況の調査にご協力いただきます。

(その他)

Q 中堅・中小企業とはどのように定義されているのですか。

A 中堅・中小企業とは、資本金が10億円以下の企業と定義しています。ステージⅢの開始時点で、資本金が10億円以下の企業の場合、マッチングファンド形式における企業負担の割合が異なります。

JST は男女共同参画を推進しています！

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成 22 年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第 3 期科学技術基本計画 (<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>) において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては 25%」と具体的な数値目標が示されています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人 科学技術振興機構 理事長
北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.0% (平成 20 年度末現在。平成 21 年度科学技術研究調査報告 (総務省) より)。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていっていただければと願っています。

独立行政法人 科学技術振興機構 男女共同参画主監
小館 香椎子
(日本女子大学名誉教授)

※ JST 男女共同参画ホームページ: <http://www.jst.go.jp/gender/>



問い合わせ先

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3

独立行政法人 科学技術振興機構

産学基礎基盤推進部 事業推進担当

TEL 03-5214-8475 FAX 03-5214-8496

E-mail: s-innova@jst.go.jp

<http://www.jst.go.jp/s-innova/>